

第4次泉大津市男女共同参画推進計画
～にんじんプラン～
【素案】

令和7年10月
泉大津市

目次

第1章	計画の策定にあたって	1
1.	男女共同参画社会とは	1
2.	泉大津市の取組	2
3.	計画の位置づけ	3
4.	計画期間	4
5.	計画策定の体制	4
第2章	男女共同参画の現状と課題	5
1.	男女共同参画にかかわる社会の変化	5
2.	男女共同参画にかかわる本市の現状と課題	10
3.	第3次計画における本市の取組と課題	20
4.	第3次計画における目標値の達成状況	22
第3章	計画の基本的な考え方	23
1.	計画の基本理念とめざす姿	23
2.	計画の基本方向	24
3.	計画の施策体系	25
4.	計画の重点項目の設定	26
第4章	施策の内容	27
	基本方向1 男女共同参画社会実現の意識づくり	27
	基本方向2 あらゆる分野で誰もが活躍できる環境づくり	29
	基本方向3 安全・安心な暮らしの基盤づくり	31
第5章	計画の推進	35
1.	計画の推進体制	35
2.	計画の進行管理	36
資料編		37
1.	計画策定の経過	37
2.	泉大津市男女共同参画のまちづくりを推進する条例	38
3.	泉大津市男女共同参画審議会	39
4.	泉大津市男女共同参画推進本部	40

第1章

計画の策定にあたって

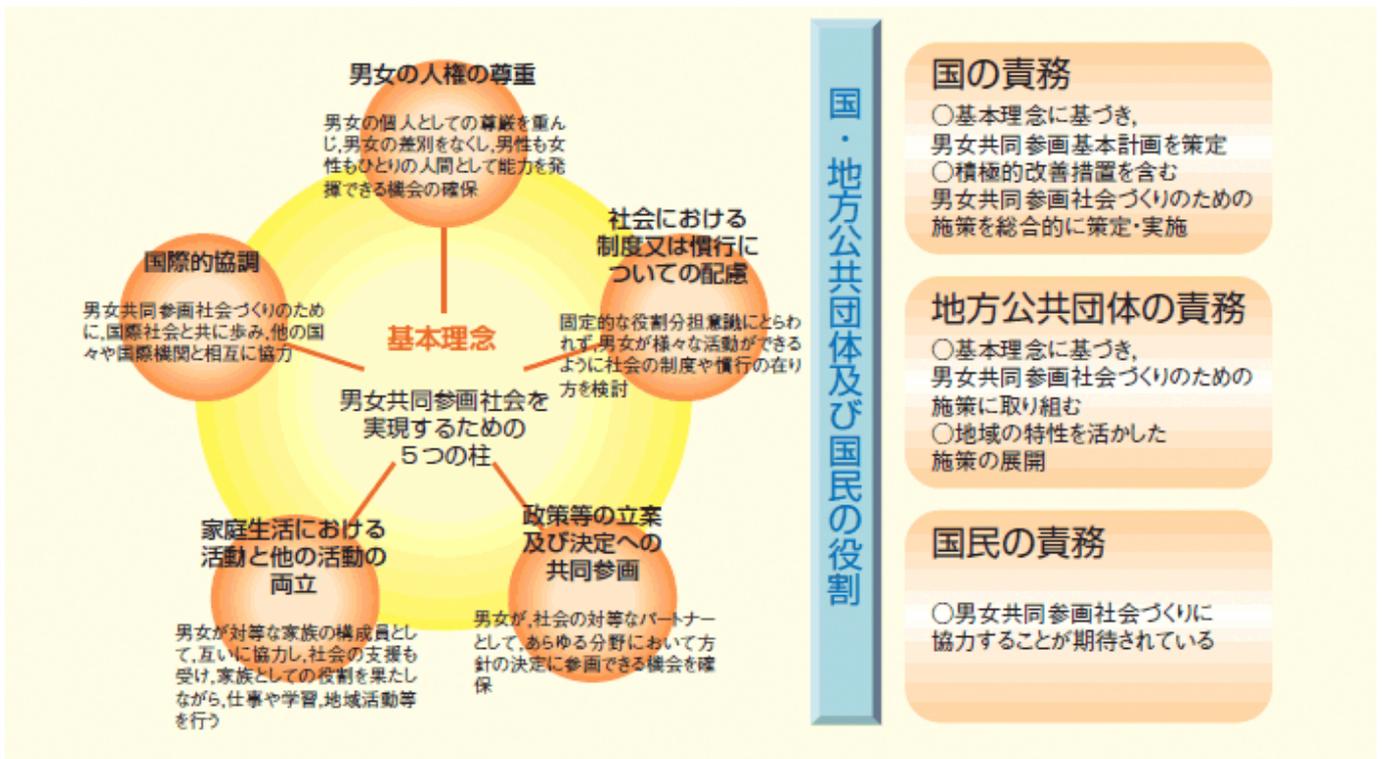
1. 男女共同参画社会とは

男女共同参画社会とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」を指します。

(男女共同参画社会基本法¹第2条)

本計画は、本市が男女共同参画²にかかわる施策を総合的、体系的に取り組むために策定するものです。

男女共同参画社会基本法の概要



内閣府男女共同参画局ホームページより

¹ 男女共同参画社会基本法：1999（平成11）年施行。男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とし、男女共同参画社会の形成についての基本理念を定め、国・地方公共団体及び国民の果たすべき役割、基本計画を規定しています。

² 男女共同参画：歴史的・社会的・文化的・経済的にみて、社会構造的に男女が不平等な状態におかれていることを念頭において、めざす姿を表す言葉として用いています。
国は、社会のあらゆる分野に男女が平等に共同して参画することが不可欠であるという認識の下に「男女共同参画」を使用しています。

2. 泉大津市の取組

本市においては、1995（平成7）年の「泉大津市女性行動計画（にんじんプラン）」策定以来、2006（平成18）年には「第2次泉大津市男女共同参画推進計画（にんじんプラン）」を策定し、男女共同参画に関する各種施策を推進してきました。第2次計画期間中に、目標としていた市が設置する審議会等委員の女性の参画率30%を達成するなど、男女共同参画に関する各種の施策を推進してきました。

2008（平成20）年には「泉大津市男女共同参画のまちづくりを推進する条例」を施行し、すべての市民が支え合い、社会のあらゆる分野で参画できる男女共同参画社会の実現をめざす市の方針を示し、市、市民、事業者、教育関係者等の責務を明らかにしています。

2016（平成28）年に策定した「第3次泉大津市男女共同参画推進計画（にんじんプラン）」では「女性活躍推進法」及び「DV防止法」に基づく基本的な計画を包含しています。第3次計画では、多様な性の理解促進、男性の家事・育児参画、配偶者暴力や性暴力被害者への支援強化、災害対策における男女共同参画の視点導入など、社会情勢やニーズの変化に対応した取組を進めてきました。

また、市民に対して男女共同参画に関するさまざまな事業を展開するため、2006（平成18）年には「いずみおおつ男女共同参画交流サロン（にんじんサロン）」を開設しました。にんじんサロンは、「学び」「情報」「交流」の機能を持つ男女共同参画の拠点施設として、セミナーや講座等の学習機会の提供、男女共同参画に関する活動を行う自主グループの支援、地域イベントの実施など、多様な事業を展開し、市民が主体的に男女共同参画のまちづくりに関わる場として活用されています。

このたび、第3次計画の計画期間が終了することから、社会経済情勢の変化及び国の法改正に対応するために、「第4次泉大津市男女共同参画推進計画（にんじんプラン）」を策定しました。

なお、本計画の上位計画でもある「第5次泉大津市総合計画」では、目標達成に向けた取組とSDGs³の目標を関連づけて、国際社会の取組への連動性を示しています。本計画は、SDGsにおける17のゴールのうち「ジェンダー⁴平等⁵の実現」に寄与するものです。



³ SDGs：2015（平成27）年に国連加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に掲げられた目標のことです。SDGsでは、「ジェンダー平等の実現」が17の目標の一つであると同時に、すべての目標達成の根幹に位置づけられ、すべての目標において横断的に実現されるべきことに十分留意することが指針に示されています。

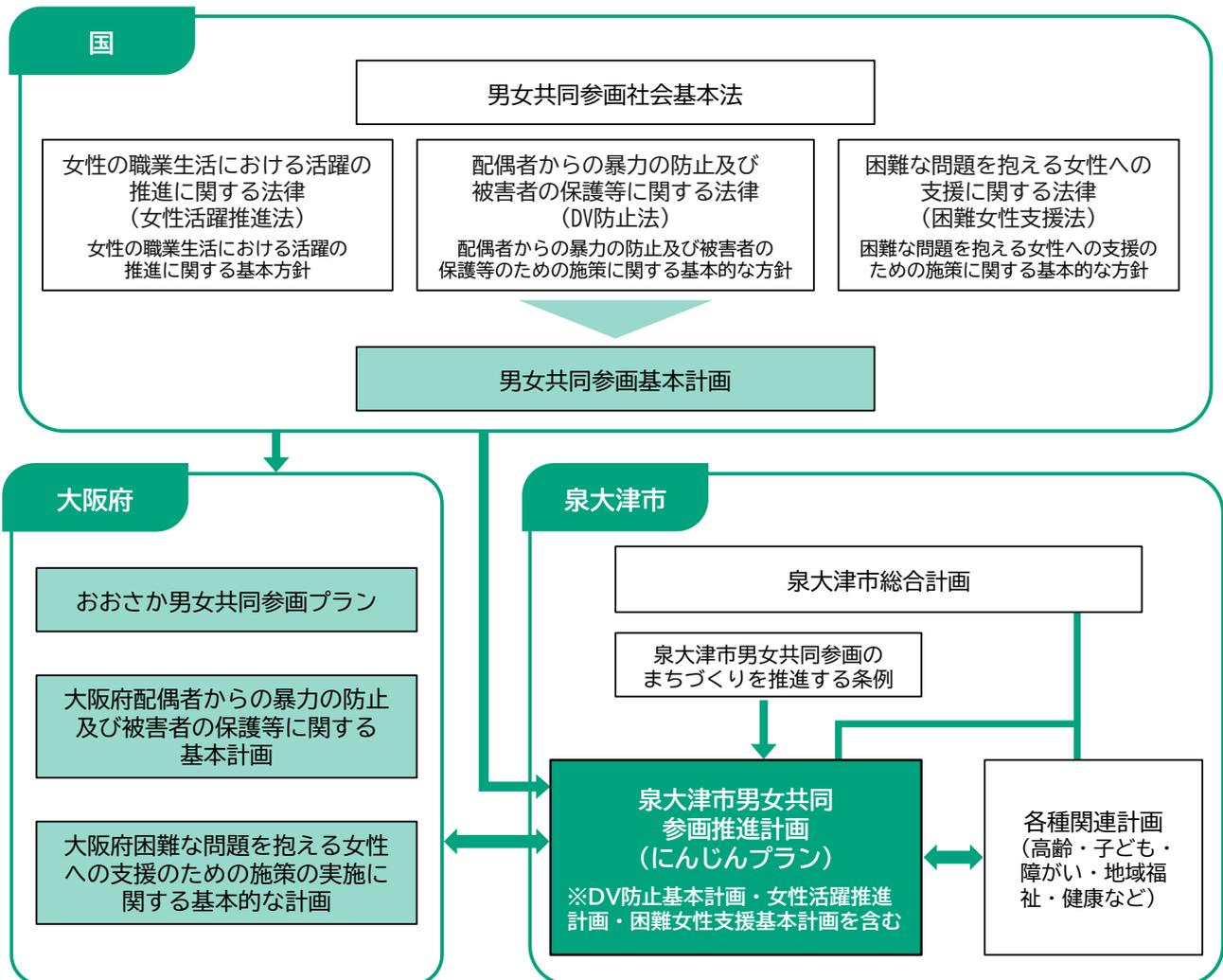
⁴ ジェンダー：社会的・文化的に形成された性別をさします。

⁵ ジェンダー平等：性別に関わらず、すべての人が個人として尊重され、社会のあらゆる分野で公平な扱いを受け、自身の能力を最大限に発揮できる機会を得られる状態で、権利と責任を分かち合うことを意味しています。

3. 計画の位置づけ

本計画は、「男女共同参画社会基本法」及び「泉大津市男女共同参画のまちづくりを推進する条例」に基づく、本市における男女共同参画社会形成の促進に関する基本的な計画です。また、女性活躍推進法、DV防止法、困難女性支援法に基づく市町村計画を含み、国や大阪府の関連計画を踏まえて策定します。

さらに、「第5次泉大津市総合計画」を上位計画と位置づけ、その考え方に沿って策定するとともに、その他各種関連計画との整合性を図ります。



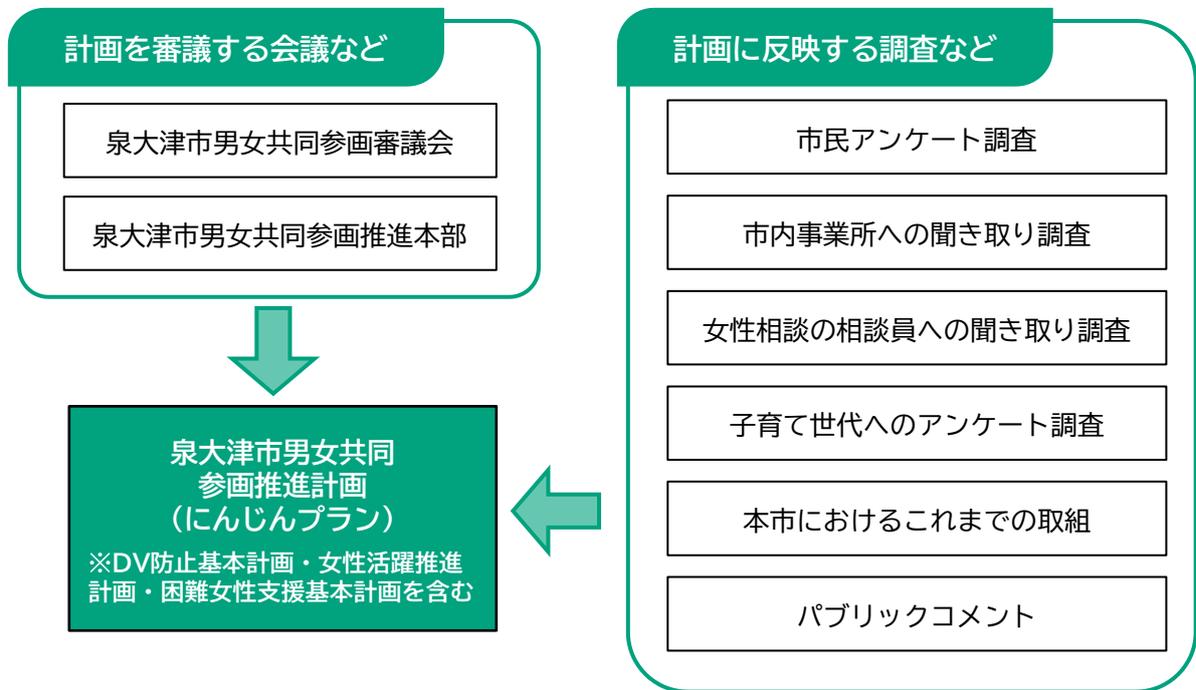
4. 計画期間

本計画の期間は、令和8年度を初年度として、令和17年度までの10年間とします。
ただし、社会情勢の変化等に対応するため、必要に応じて見直しを行います。

5. 計画策定の体制

本計画は、「泉大津市男女共同参画審議会」において審議を行うとともに、「泉大津市男女共同参画推進本部」でも検討を行いました。

また、市民アンケート調査のほかに、市内事業所、女性相談の相談員、子育て世代への調査を実施しました。さらに、広く市民の意見を聞くため、パブリックコメントを実施しました。



第2章

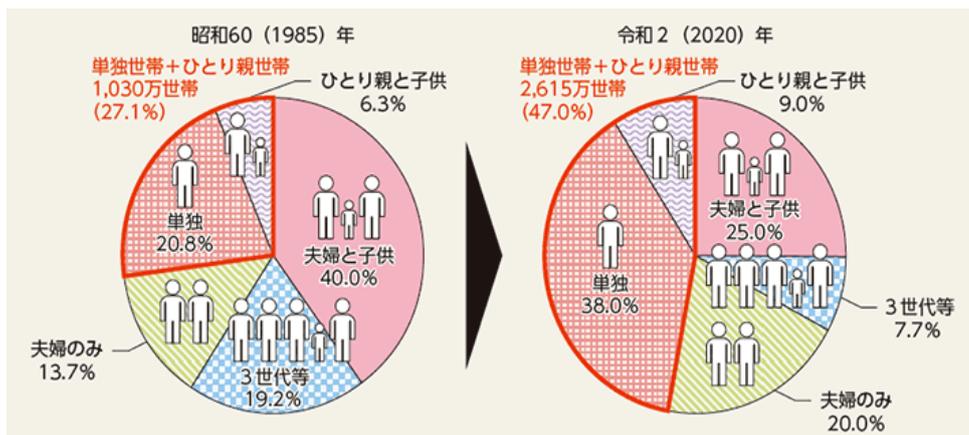
男女共同参画の現状と課題

1. 男女共同参画にかかわる社会の変化

(1) 家族の変化

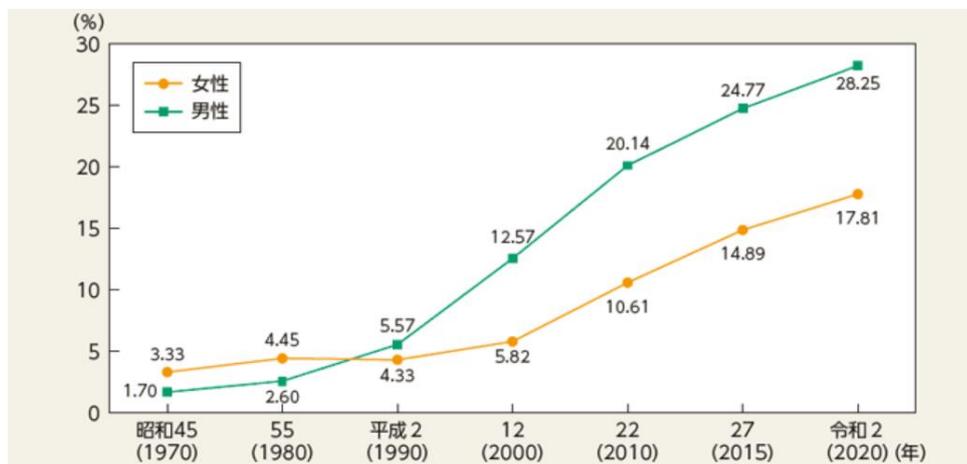
- 少子高齢化や結婚観の変化等を背景に、この30年余りで「夫婦と子供」の世帯と単身世帯の割合が逆転しています。
- 男女とも50歳時の未婚率が大幅に上昇しています。
- ➡ こうした変化に対応するために、育児や介護の支援体制のほか税制、社会保障制度等にわたる検討が進められています。

【家族のメンバー構成の変化（全国）】



資料：内閣府「男女共同参画白書 令和6年版」より転載

【50歳時の未婚率（全国）】

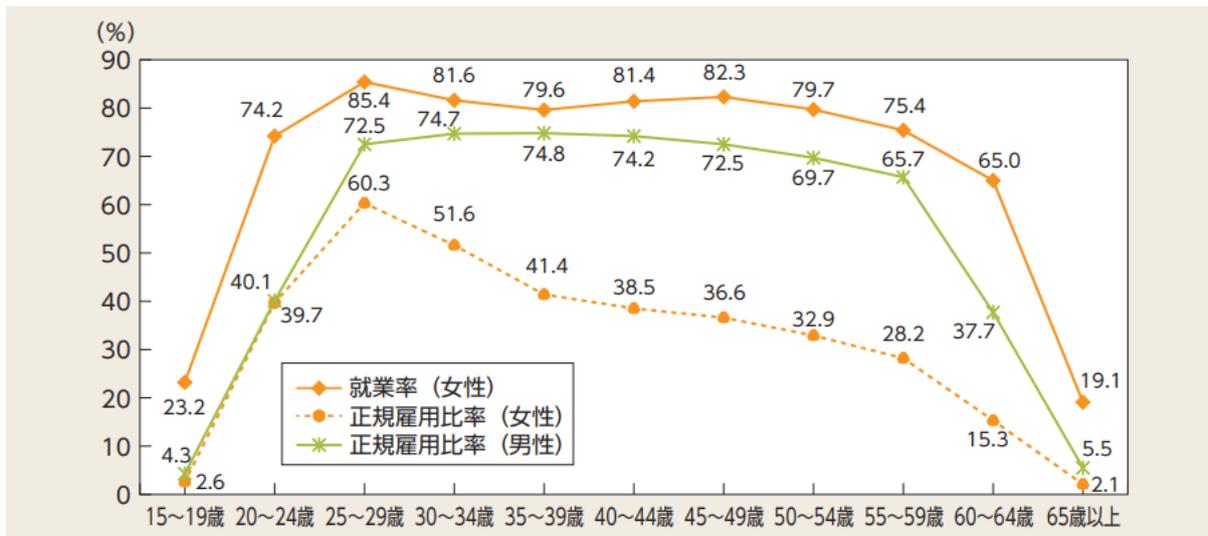


資料：内閣府「男女共同参画白書 令和4年版」より転載

(2) 女性と仕事

- 女性の就業率は、20歳代後半から50歳代まで8割前後で推移しています。しかし、正規雇用比率は20歳代後半をピークに低下して、男性の正規雇用率とは大きな差が見られます。
- 女性が非正規で働く背景には、固定的な役割分担意識による家事・育児負担の女性への偏り、両立が難しい職場環境などの影響が考えられます。
- ➡長時間労働の是正や多様な働き方の導入、家庭における役割の平等な分担など誰もがワーク・ライフ・バランスを実現できる社会環境が求められます。

【女性の年齢階級別就業率と正規雇用比率（2024（令和6）年）（全国）】



資料：内閣府「男女共同参画白書 令和7年版」より転載

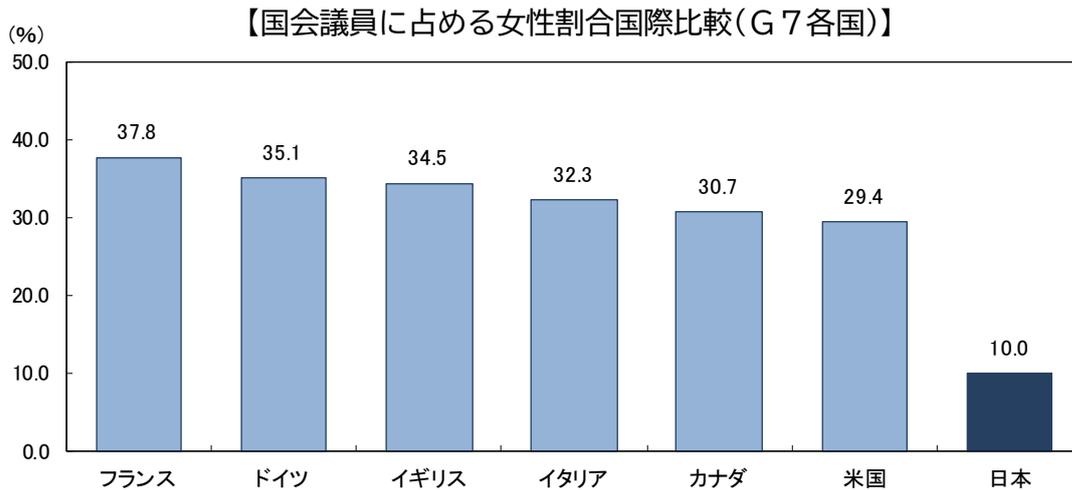
【妻の就業状態別 夫と妻の仕事時間と家事関連時間（全国）】

夫婦と子供の世帯	就業状態	時間			
		睡眠・食事等	仕事・通勤等	家事・育児・介護等	自由時間 (3次活動時間)
共働き世帯	妻	10時間28分	4時間49分	4時間18分	4時間25分
	夫	10時間28分	7時間45分	53分	4時間55分
夫が有業で妻が無業の世帯	妻	10時間48分	5分	6時間39分	6時間29分
	夫	10時間40分	7時間02分	54分	5時間24分

資料：総務省「社会生活基本調査」(令和3年)

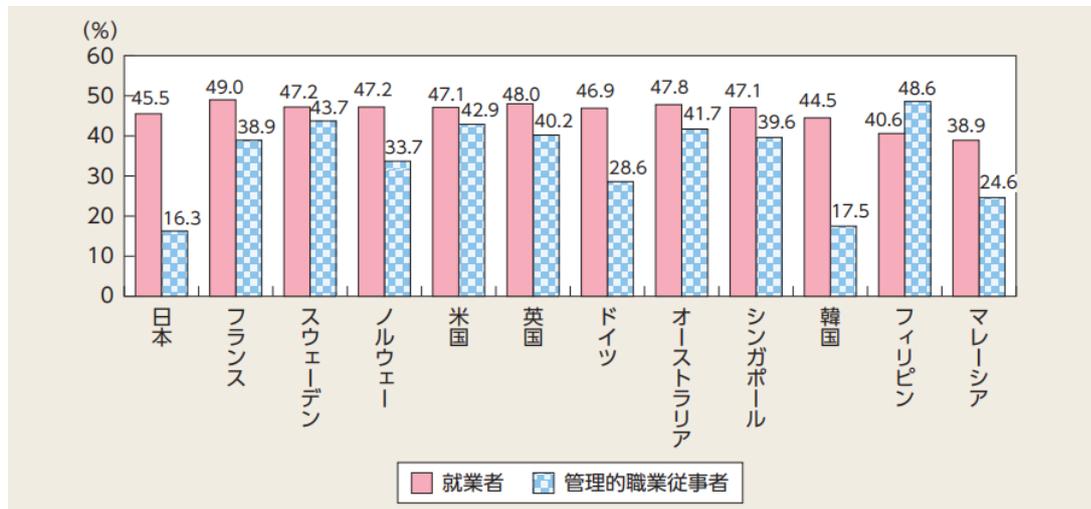
(3) ジェンダー・ギャップの状況

- 世界経済フォーラムによるジェンダー・ギャップ指数⁶では、日本は経済と政治分野が極めて低く、118位/148か国（2025年6月12日発表）という状況です。
- 国連開発計画によるジェンダー不平等指数⁷は、男女間にある不平等の大きさを示す国際的な指標です。日本は22位/172か国（2025年5月6日発表）となっています。2つの指数で順位の差が大きいのは、意思決定における女性参画の項目の違いが影響しています。
- ➡ポジティブ・アクション⁸も含め、女性の人材登用・育成が必要とされています。



注) 数字は下院（日本は衆議院）議員に占める女性の割合 資料：IPU（列国議会同盟）「Women in politics:2023」

【諸外国における就業者及び管理的職業従事者職に占める女性割合】



資料：内閣府「男女共同参画白書 令和7年版」

⁶ ジェンダー・ギャップ指数各分野の項目：経済（労働参加率、同一労働の賃金、推定勤労所得、管理的職業従事者、専門・技術者）、教育（識字率、初等教育就学率、中等教育就学率、高等教育就学率）、健康（出生児性比、健康寿命）、政治（国会議員、閣僚、行政府の長の在任年数）

⁷ ジェンダー不平等指数各分野の項目：リプロダクティブ・ヘルス（妊産婦死亡率、若年（15歳～19歳）女性1,000人あたりの出産数）、エンパワーメント（国会議員、中等教育以上の就学率）、労働市場（労働力率）

⁸ ポジティブ・アクション：社会的・構造的な差別によって不利益を被っている者に対して、一定の範囲で特別の機会を提供するなどにより、実質的な機会均等を実現することを目的として講じる暫定的な措置のことです。

(4) ジェンダーにもとづく暴力

- 配偶者等からの暴力（DV）やデートDV⁹、ストーカー行為、性犯罪、性暴力は被害者の圧倒的多数が女性ですが、男性が被害に遭うこともあります。
 - 近年、急速に被害が拡大しているのが、リベンジポルノ（私事性的画像被害）¹⁰や盗撮被害、ディープフェイクポルノ¹¹などのデジタル性暴力です。SNSに起因する被害は低年齢化しており、小学生の被害が急増しています。
- ➡誰もが被害者にも加害者にもならないように、暴力を許さない社会意識の醸成や教育、被害者が声を上げやすい環境や被害者支援の体制が必要です。

【警察における刑法犯認知件数・相談件数の推移（被害者の状況・全国）】

		2019 (令和元)	2020 (令和2)	2021 (令和3)	2022 (令和4)	2023 (令和5)	2024 (令和6)
不同意性交等	認知件数	1,405	1,332	1,388	1,655	2,711	3,936
	うち女性	1,355	1,260	1,330	1,591	2,611	3,780
	女性割合	96.4	94.6	95.8	96.1	96.3	96.0
不同意わいせつ	認知件数	4,900	4,154	4,283	4,708	6,096	6,992
	うち女性	4,761	3,995	4,111	4,503	5,840	6,629
	女性割合	97.2	96.2	96.0	95.6	95.8	94.8
公然わいせつ	認知件数	746	701	712	624	749	729
	うち女性	647	613	613	541	655	641
	女性割合	86.7	87.4	86.1	86.7	87.4	87.9
略取誘拐・人身売買	認知件数	293	337	389	390	526	588
	うち女性	245	276	322	322	411	461
	女性割合	83.6	81.9	82.8	82.6	78.1	78.4
配偶者からの暴力	相談件数	82,207	82,643	83,042	84,496	88,619	94,937
	うち女性	64,392	63,165	62,147	61,782	63,935	66,723
	女性割合	78.3	76.4	74.8	73.1	72.1	70.3
ストーカー	相談件数	20,912	20,189	19,728	19,131	19,843	19,567
	うち女性	18,403	17,689	17,286	16,724	17,261	16,904
	女性割合	88.0	87.6	87.6	87.4	87.0	86.4
リベンジポルノ (私事性的画像被害)	相談件数	1,479	1,569	1,627	1,728	1,812	2,126
	うち女性	1,382	1,427	1,432	1,494	1,527	1,645
	女性割合	93.4	90.9	88.0	86.5	84.3	77.4

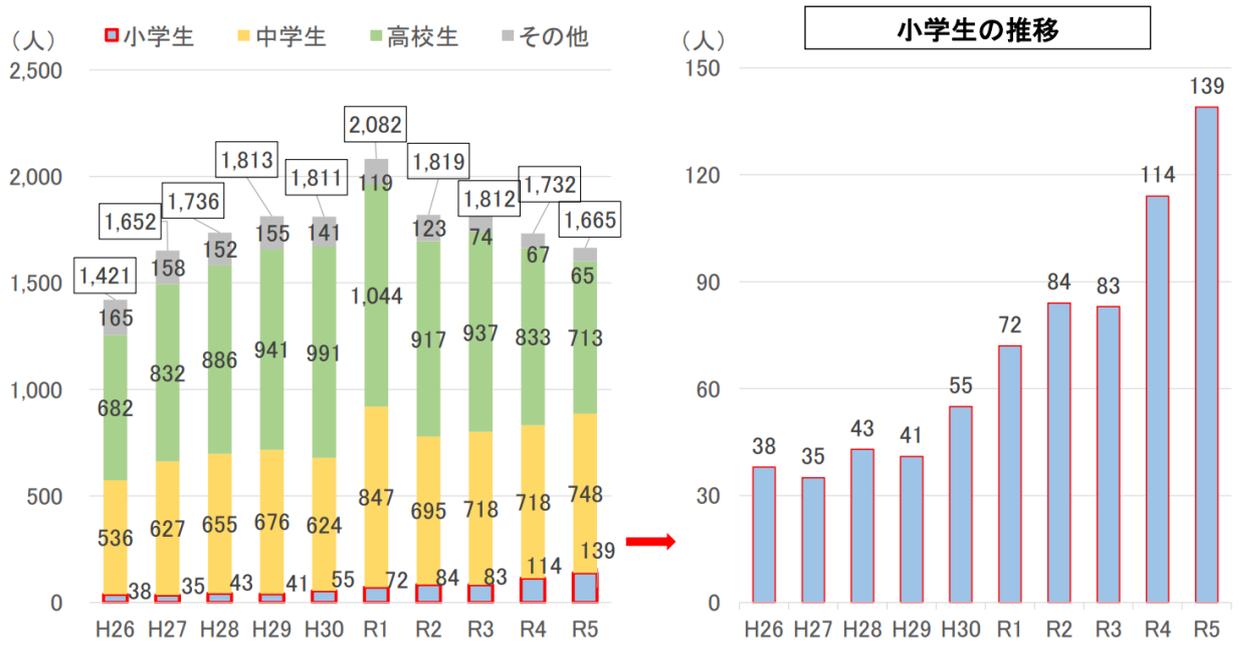
資料：警察庁「令和6年の刑法犯に関する統計資料」「令和6年におけるストーカー事案、配偶者からの暴力事案等、児童虐待事案等への対応状況について」

⁹ デートDV:恋人間の暴力のことをいいます。

¹⁰ リベンジポルノ(私事性的画像被害):元配偶者や元交際相手などが、相手から拒否されたことの仕返しに、相手の私的な性的画像を無断でネットの掲示板などに公開する行為のことです。

¹¹ ディープフェイクポルノ:AI技術を使って特定の人物の顔を別の動画や画像に合成して、性的におとしめる被害のことを指します。

【SNSに起因する子どもの性被害】



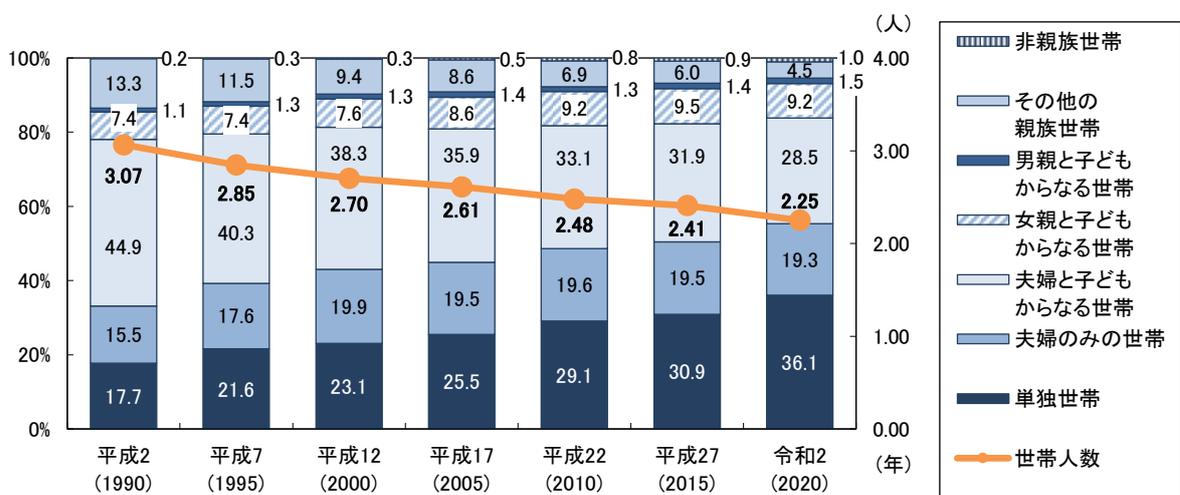
資料：警察庁「子供の性被害」

2. 男女共同参画にかかわる本市の現状と課題

(1) 世帯の状況

- 世帯構成の動向は、全国や大阪府と同様に夫婦とこどもからなる世帯の割合が大幅に減少する一方で単独世帯の割合が増加しています。
- 高齢者の単独世帯も年々増加しており、そのうち3分の2以上を女性が占めています。
- ➡非正規雇用で単身者の場合、生活困窮に陥りやすく、高齢単身女性の場合は相対的貧困率が高く、健康上の不安や社会的孤立の問題など、困難な状況におかれがちです。

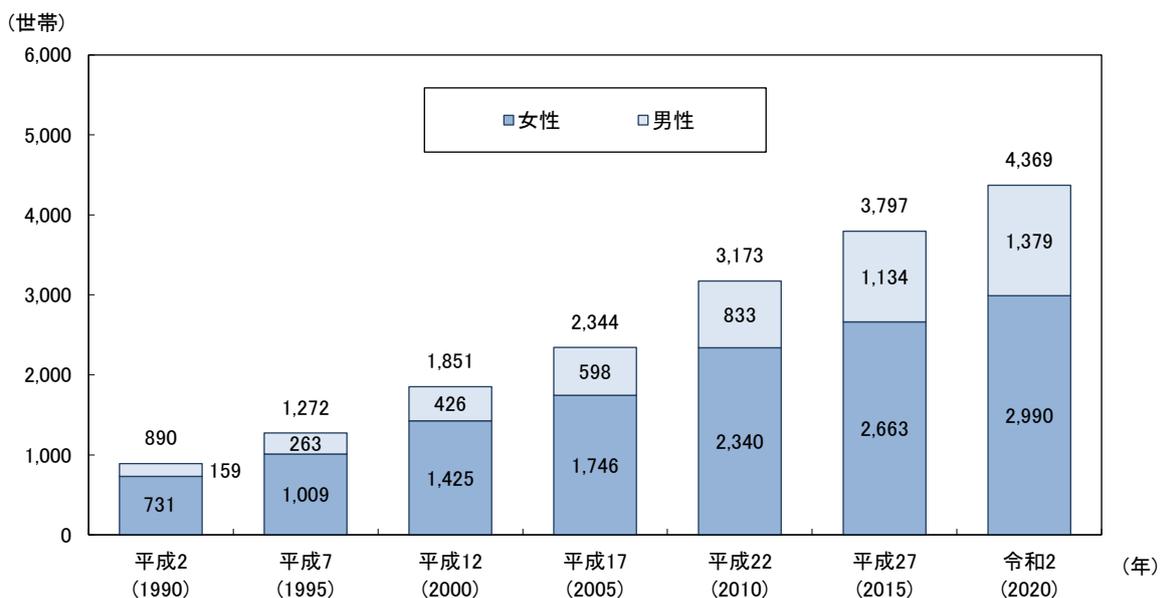
【世帯の種類ごとの割合と一世帯あたりの人数の推移（泉大津市）】



注) 世帯類型別割合は、総数から世帯類型「不詳」を除いた世帯数を分母として算出している

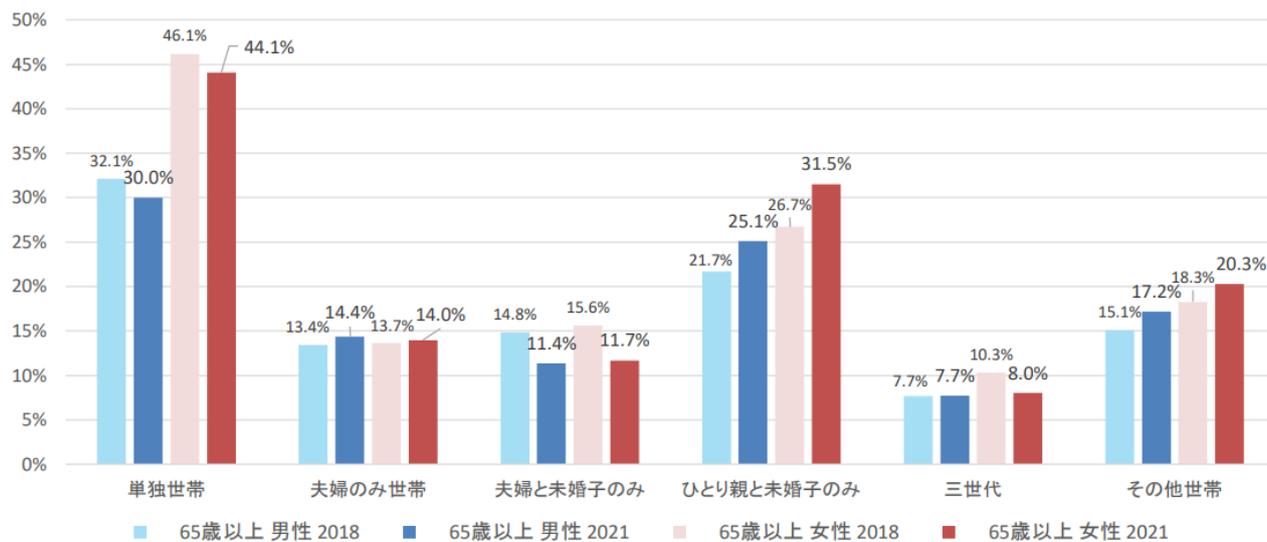
資料：総務省「国勢調査」

【性別にみた65歳以上の単独世帯数の推移（泉大津市）】



資料：総務省「国勢調査」

【相対的貧困率（世帯タイプ別：高齢者 65歳以上）（全国）】

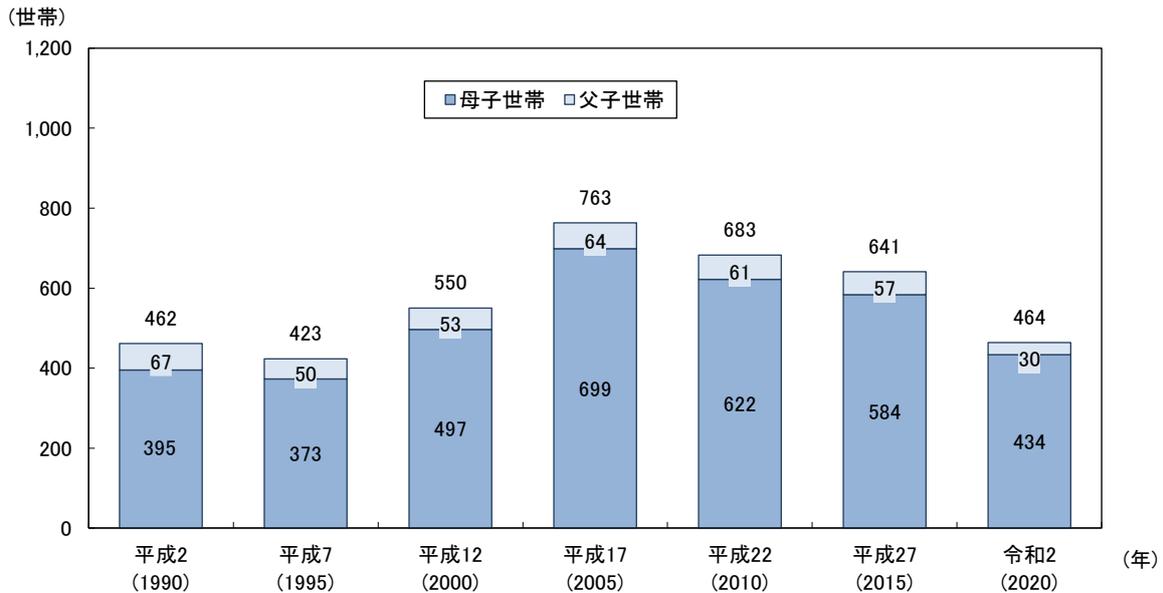


資料：阿部彩（2024）「相対的貧困率の動向（2022 調査 update）」JSPS 22H05098, <https://www.hinkonstat.jp/>
 （厚生労働省「令和4年国民生活基礎調査」の個票を用いて推計）

(2) ひとり親世帯の状況

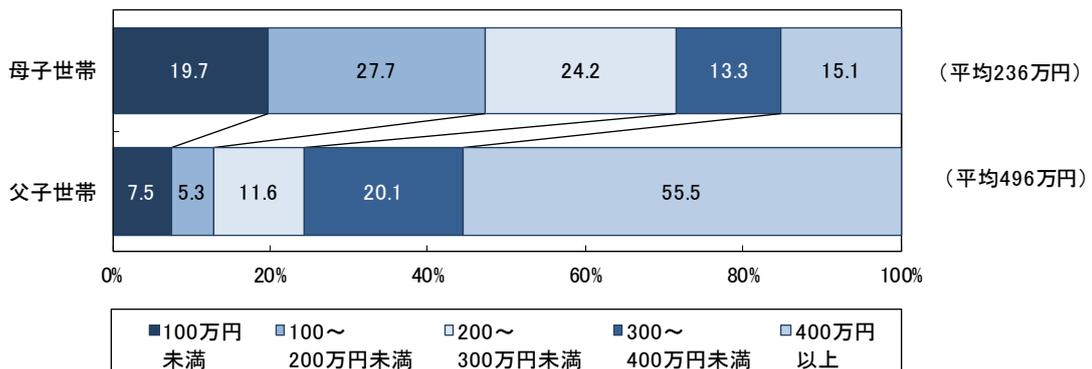
- ひとり親世帯の推移をみると、2005（平成17）年をピークに減少傾向にあり、2020（令和2）年には464世帯となっています。また、一貫して母子世帯が多数を占めています。
- ➡母子世帯は父子世帯と比べて、経済的に厳しい世帯が多い一方で、父子世帯は家事・育児での困難や相談できる相手が少ないといった課題を抱える傾向です。

【ひとり親世帯の推移（泉大津市）】



資料：総務省「国勢調査」

【母子世帯・父子世帯の年間就労収入の構成割合（全国）】

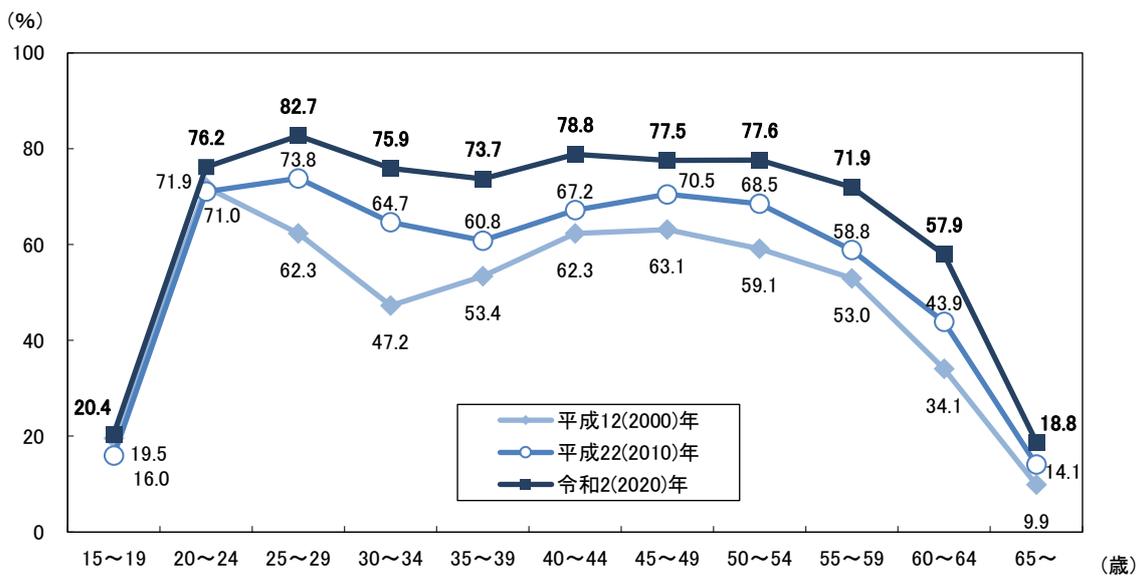


資料：厚生労働省「令和3年度全国ひとり親世帯等調査」

(3) 女性の就業状況

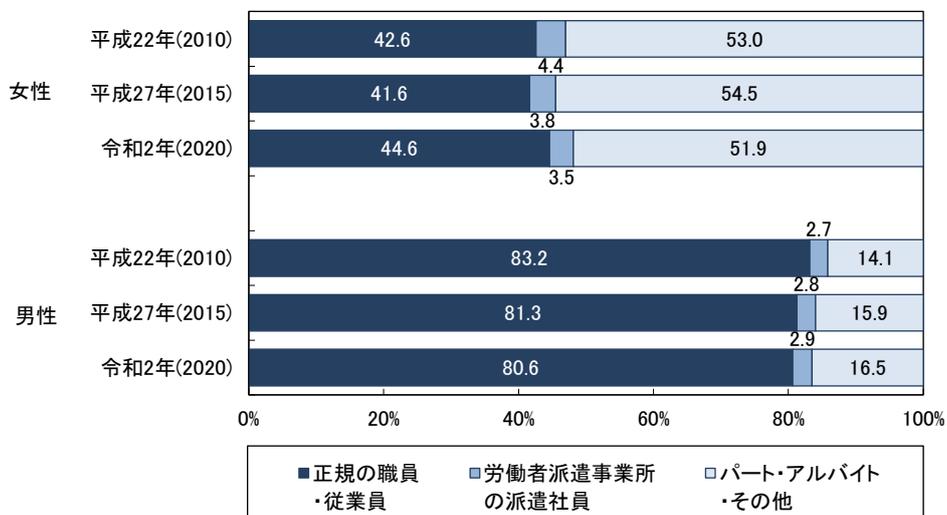
- 全国の傾向と同様に、本市においても共働き世帯は年々増加しています。また、女性の年齢階級別労働力率をみても、この20年間で、すべての年代で労働力率が上昇しており、なかでも30歳代前半は大幅に上昇しています。
- ただし、女性は男性に比べてパート・アルバイト就労の割合が依然として高い状況にあります。
- ➡ 正社員を希望する女性が、希望をかなえられるような職場環境や家庭内での平等な役割分担が必要です。

【女性の年齢階級別労働力の変化（泉大津市）】



資料：総務省「国勢調査」

【雇用形態別構成割合の推移（性別・泉大津市）】

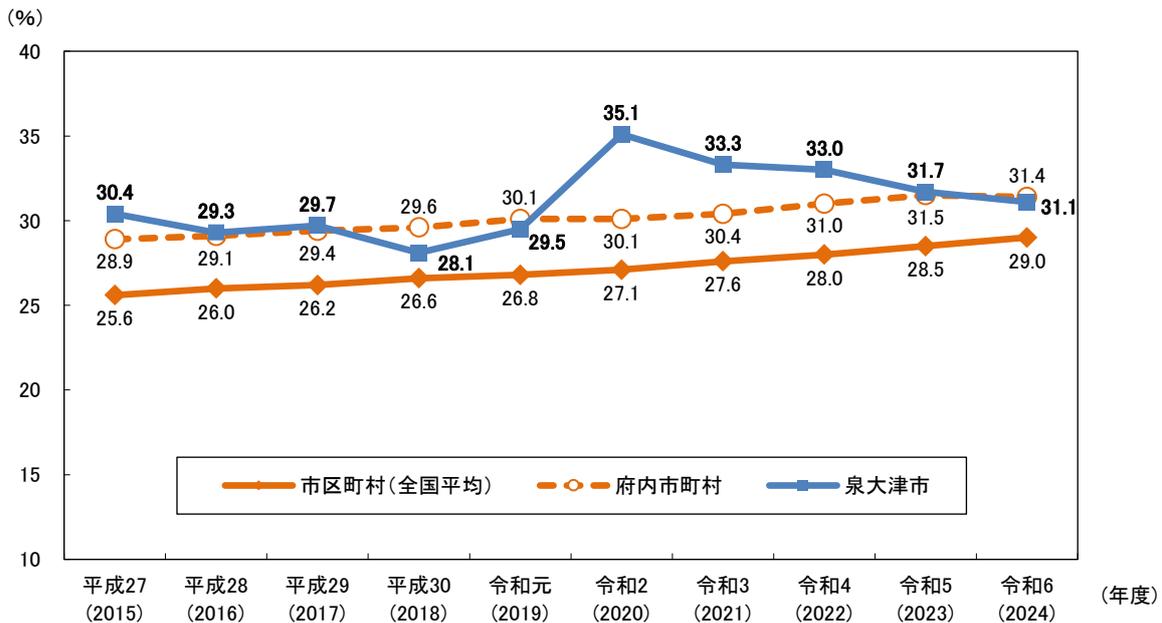


資料：総務省「国勢調査」

(4) 方針決定過程への女性参画

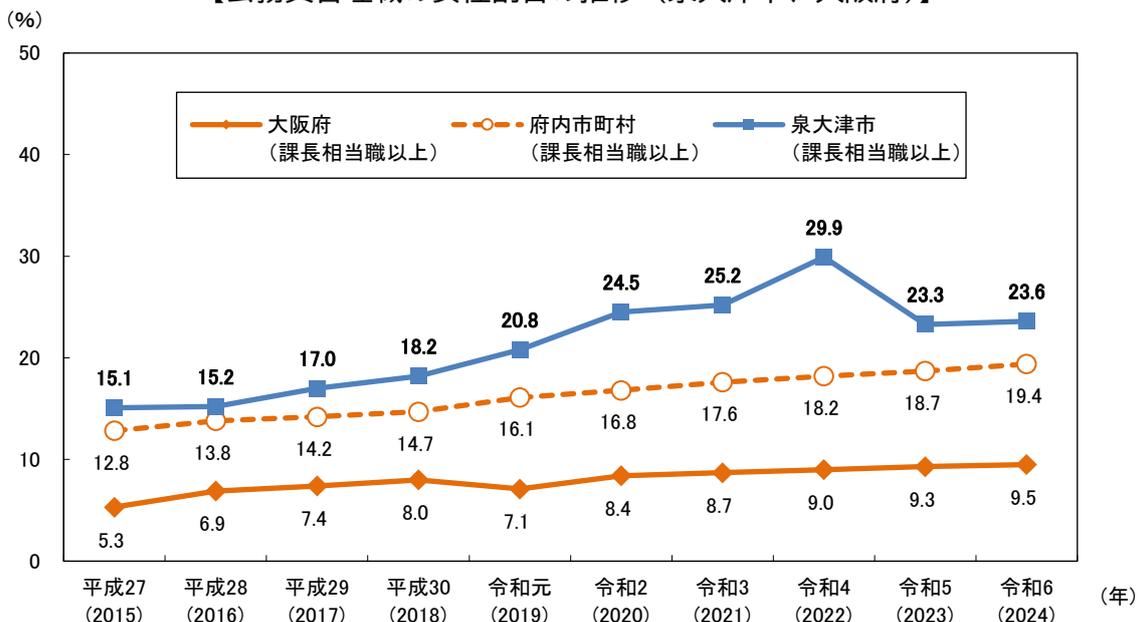
- 本市の審議会委員における女性割合は、2020（令和2）年以降、全国平均や府内市町村の平均と比べて概ね高い水準で推移していますが、第3次計画で掲げた目標値40%は達成できていません。
- 市職員の管理職の女性割合は、全国平均、府内市町村平均と比べて高い状況です。
- ➡近年、審議会委員における女性割合は低下傾向となっており、上昇に向けた取組が必要です。管理職割合は、職員の性別割合にできる限り近づくことをめざす必要があります。

【審議会等における女性委員割合の推移（泉大津市、大阪府、全国）】



資料：内閣府男女共同参画局「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」

【公務員管理職の女性割合の推移（泉大津市、大阪府）】



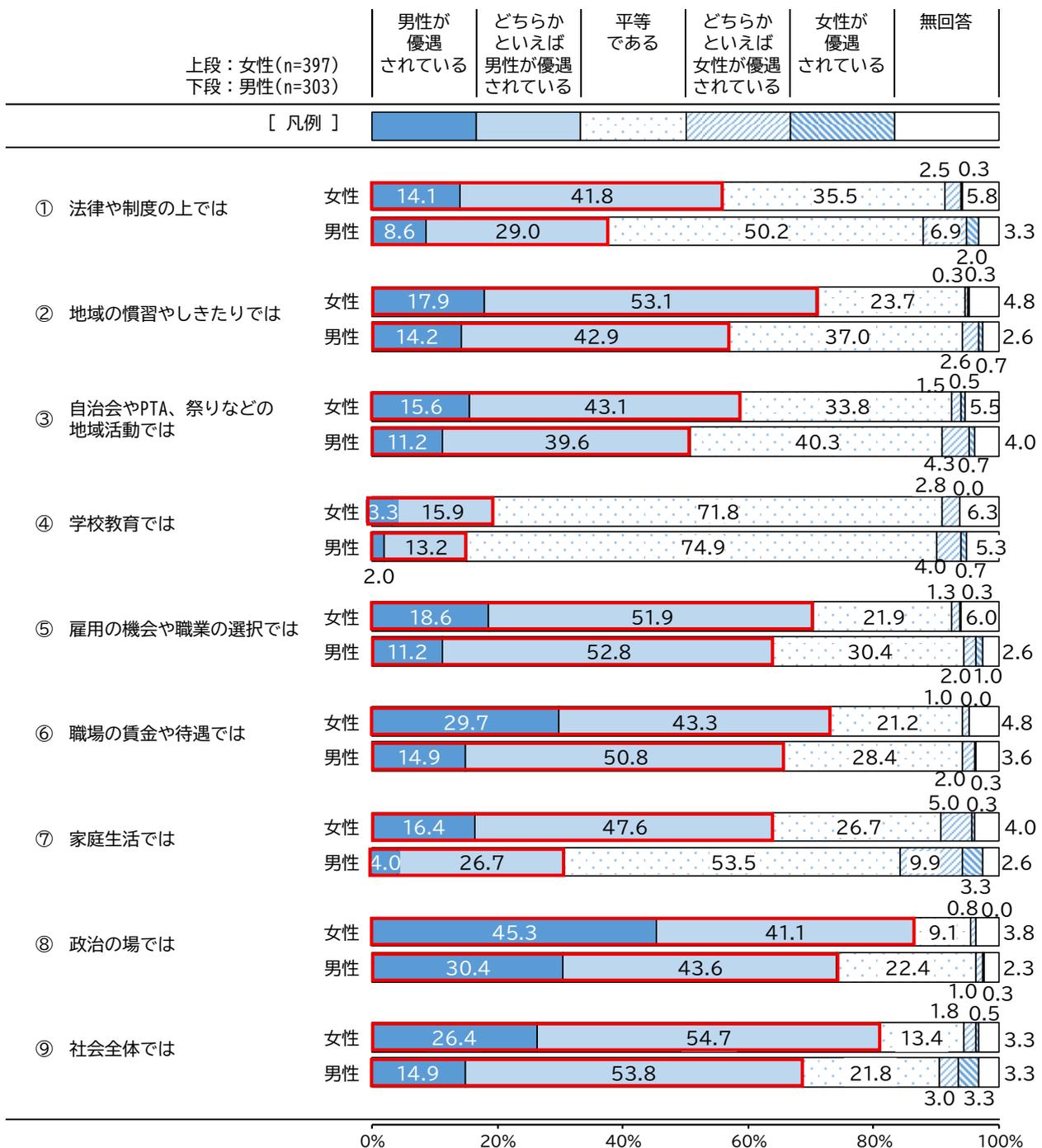
資料：内閣府男女共同参画局「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」

(5) アンケート調査からみる意識と実態

①社会における男女の地位の平等感

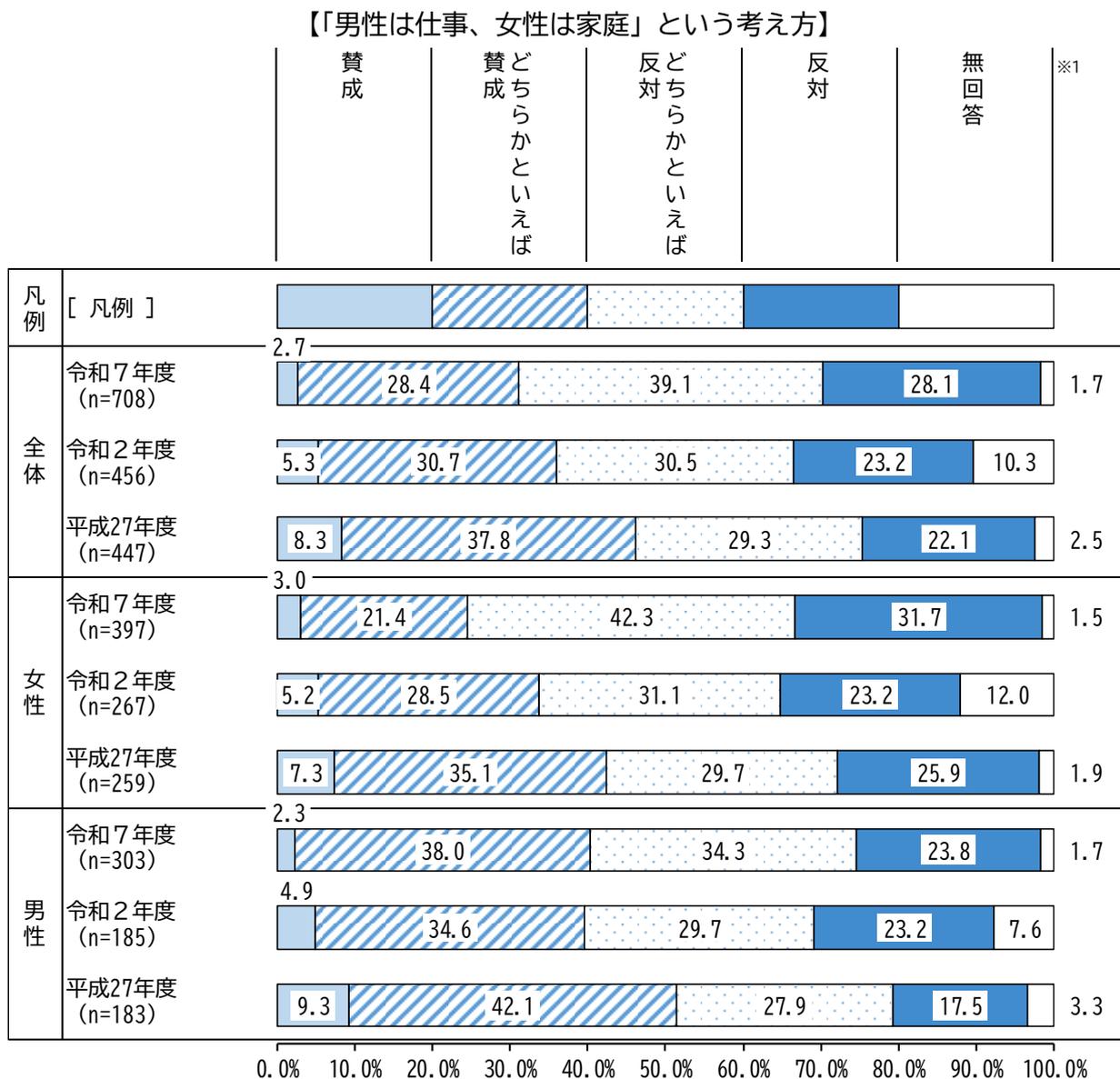
- 2025（令和7）年度に実施した「男女共同参画に関するアンケート」の結果から、社会の各分野における男女の地位の平等感をみると、男女とも「平等である」が半数を超えているのは学校教育のみとなっています。“男性優遇”（「男性が優遇されている」「どちらかといえば男性が優遇されている」の合計）の割合は、特に政治の場で高く、女性は9割近く、男性は7割以上となっています。社会全体でも“男性優遇”の割合が高くなっています。
- 性別では、いずれの分野も女性の方が男性に比べて“男性優遇”と感じている割合が高く、特に家庭生活では30ポイント以上の差があり、男女で意識差がみられます。

【男女の地位の平等感】



②性別役割分担意識

- 「男性は仕事、女性は家庭」といった性別による固定的な役割分担に“反対”（「反対」「どちらかといえば反対」の合計）の割合は6割以上を占めています。また、男性に比べて、女性の方が“反対”が約15ポイント高く、男女の意識差が大きくなっています。
- 令和2年度、平成27年度調査と比べると、“反対”は調査ごとに増加しており、性別役割分担に対する意識の変化がみられます。

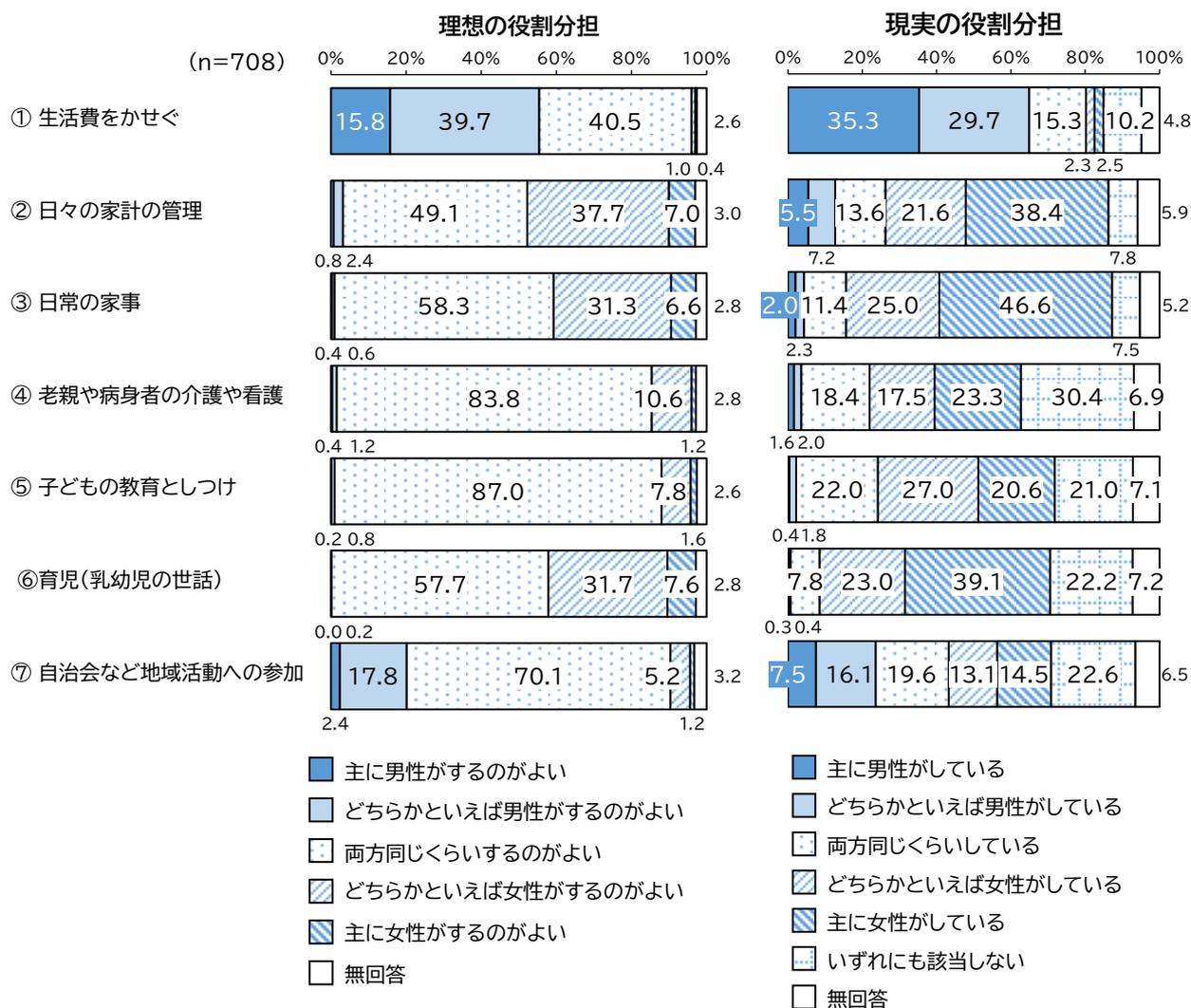


※1 過去調査の選択肢は「そう思う」「どちらかといえばそう思う」「どちらかといえばそう思わない」「そう思わない」

③家庭における役割の理想と現実

- 家庭における理想とする役割分担については、すべての項目で「両方同じくらいするのがよい」の割合が最も高くなっています。一方で、現実では「生活費をかせぐ」は男性に、それ以外の家事や育児、介護等については女性に偏っている現状がみられます。
- 偏りの背景には、性別による賃金格差、育児・介護休暇の取得しやすさの違い、長時間労働が常態化している働き方などや、性別による役割分担が根強いことが考えられます。

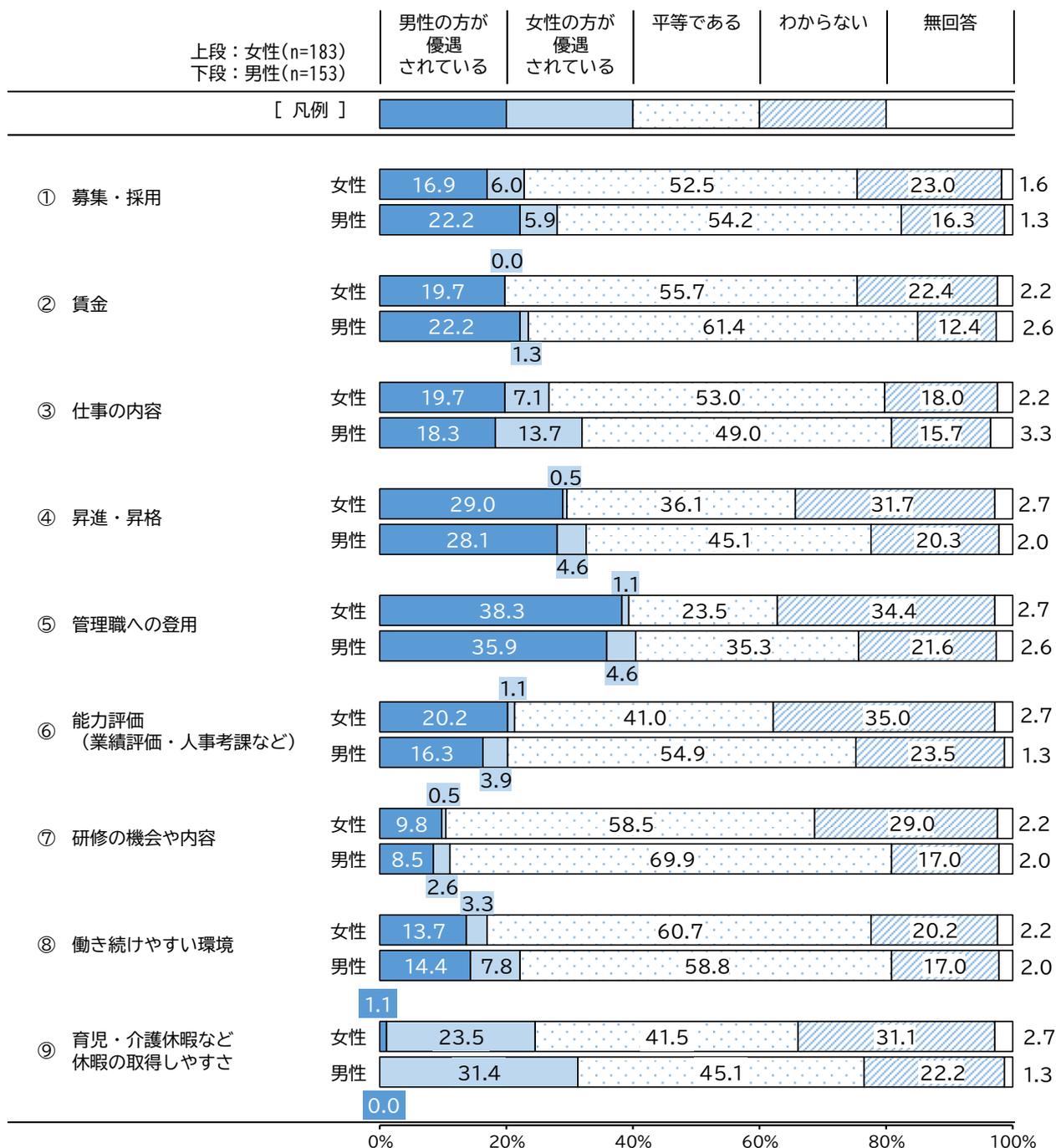
【家庭における理想の役割分担と現実の役割分担】



④職場における男女の平等感

●現在雇用されて働く人のうち、「男性の方が優遇されている」と感じる割合は、男女とも「管理職への登用」は3割以上、「昇進・昇格」は約3割となっており、女性のキャリア形成において依然として見えない壁が存在することが示唆されます。

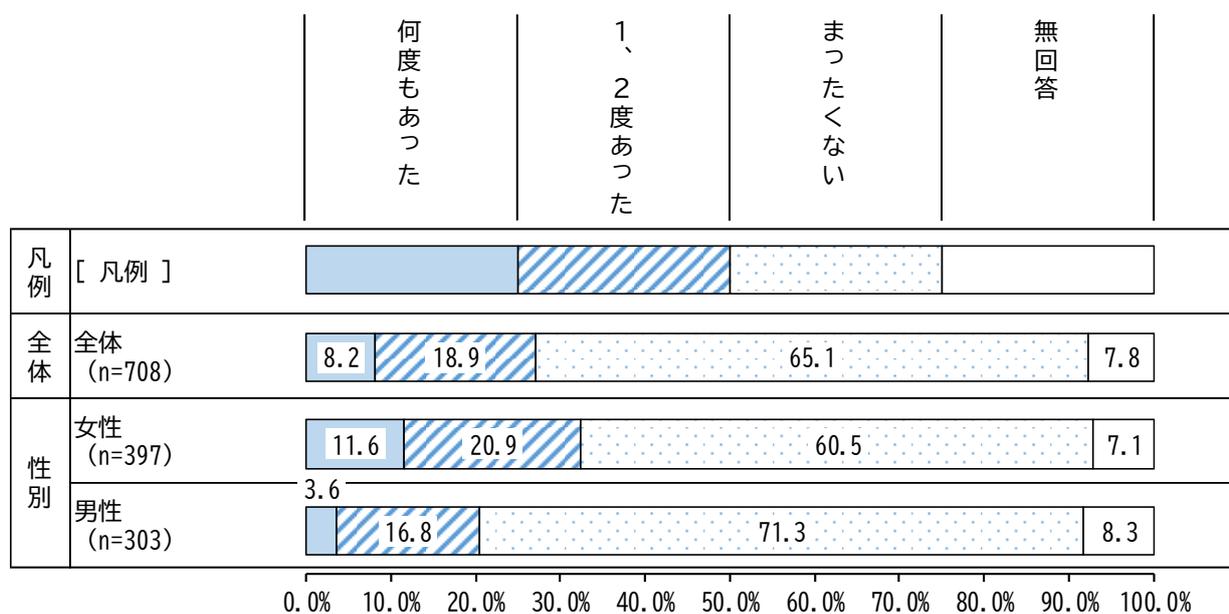
【職場における男女の平等感】



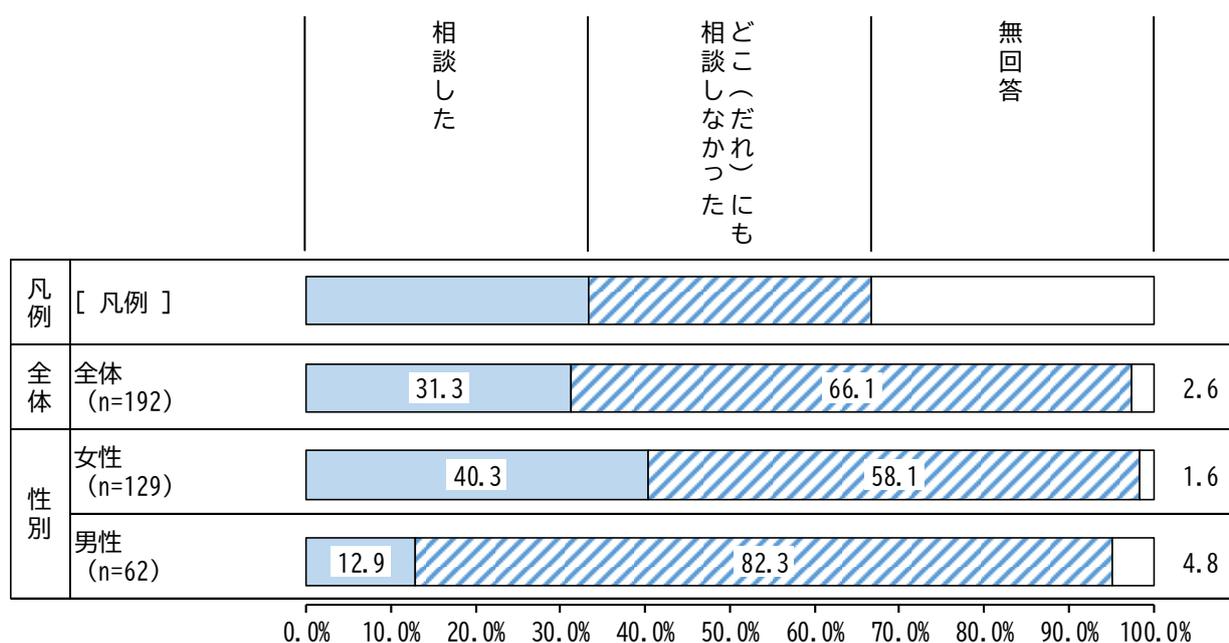
⑤暴力（ドメスティック・バイオレンス）について

- 配偶者・パートナー、恋人から暴力（DV）を受けた経験がある人（「何度もあった」「1、2度あった」の合計）は3割近くにのぼり、特に女性では3人に1人が被害経験があるという実態が示唆されました。
- さらに、被害経験者のうち6割以上が「どこ（だれ）にも相談しなかった」と回答しており、相談したくても相談できなかった人が一定数含まれると推測されます。
- 特に男性では誰にも相談しなかった人が多く、男性が相談しにくい社会的な風潮や、相談窓口が主に女性を対象としているというイメージが背景にある可能性も考えられます。

【配偶者・パートナー、恋人から暴力（DV）を受けたことがあるか】



【だれかに打ち明けたり、相談したか】



3. 第3次計画における本市の取組と課題

第3次計画における主な取組の実績と課題は次のとおりです。

(1) 第3次計画における重点項目

重点項目① 子育て世帯に対する男女共同参画の推進

学習機会の提供・学習機会を利用できる環境づくり	
実績	<ul style="list-style-type: none"> ● 子育て世帯が参加しやすいよう、講座の内容や時間帯を工夫 ● にんじんサロン実施講座や他課講座等への一時保育ボランティア派遣 ● 各種 SNS による情報提供の実施
課題	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 講座等における一時保育の充実 ➢ にんじんサロン公式 LINE 等の各種 SNS の登録者数増加に向けた取組 ➢ 情報を受け取る年代・層の固定化
貧困の連鎖を断つための支援 子どもの居場所づくり	
実績	<ul style="list-style-type: none"> ● こどもの居場所づくり団体等への補助・相談支援の実施や情報共有の場の提供 ● フードリボンプロジェクトの実施
課題	<ul style="list-style-type: none"> ➢ こどもの居場所づくり団体等の活動の安定化とより効果的な周知方法の工夫 ➢ こどもたちが気軽に利用できるきっかけ・雰囲気づくり

重点項目② 男性に対する男女共同参画の理解の促進

男性に対する理解の促進・働きかけ	
実績	<ul style="list-style-type: none"> ● 固定的な性別役割分担意識に捉われない役割分担を促す周知を実施 ● 講座を通じた男性の育児・家事参加の促進 ● 父親の参加促進のため、開催日時を考慮した両親教室や親学習講座の実施
課題	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 様々な年代の男性が参加しやすい講座内容・周知方法の検討 ➢ 男女共同参画社会の実現には男女どもの理解が不可欠という認識の浸透と、周囲に発信できる人材の育成 ➢ 男性のにんじんサロンの講座参加者、公式 LINE 登録者の少なさ

重点項目③ 事業所に対する男女共同参画の働きかけ

セミナーの実施や、事業所に対する積極的な取組への働きかけ	
実績	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業所の新入社員等に向けた男女共同参画に係る研修の実施 ● 他機関実施の女性活躍や育児・介護休暇促進の研修・セミナーへの積極的な参加促進 ● 「えるぼし」・「くるみん」認定の周知・啓発
課題	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 事業所からの研修・セミナーへの参加者が少ない ➢ 事業所へのより効果的な働きかけのため、情報提供媒体や手法を検討 ➢ 男女共同参画に関する取組の重要性やメリットの周知による各事業所の意識向上

(2) 特色ある取組事例

図書館における男女共同参画に関する情報提供	
実績	<ul style="list-style-type: none"> ● 男女共同参画に資する図書の購入 ● ジェンダー・バイアス、アンコンシャス・バイアスに関する展示の実施
課題	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 購入図書等について、幅広い視点で捉えた資料の選定
市職員への男女共同参画に資する取組	
実績	<ul style="list-style-type: none"> ● 意思決定層の多様性確保に向けた職員育成を推進するため、管理職向け研修の実施
課題	<ul style="list-style-type: none"> ➢ より充実した研修となるよう、最新の動向を取り入れた内容の精査 ➢ 勤務年数の長い職員に対して、男女共同参画について考える機会を設ける ➢ 女性職員の管理職への登用拡大の継続的な実施
学校などにおける男女共同参画の推進	
実績	<ul style="list-style-type: none"> ● 教育施設におけるジェンダー平等教育推進のための教職員への研修の実施 ● 府との連携や地域企業・高校との協働による多様なキャリア教育の充実
課題	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 研修や講座に参加した者だけでなく、職員全体での共有 ➢ 最新動向の情報提供に加え、事例共有、当事者との出会いの機会提供など、研修内容の充実 ➢ 多様化する進路選択について教職員の理解を広げ、深める必要性
女性の起業に向けた支援	
実績	<ul style="list-style-type: none"> ● 女性起業家の事業開始・発展を支える環境を整備
課題	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 事業内容に応じた制度活用の具体的なアドバイスや、成長期の起業家への対応の充実
誰もが心とからだの健康を保持できるための取組	
実績	<ul style="list-style-type: none"> ● 健康チェックや各種検診、食育講座、給食・野菜栽培体験、スポーツ教室などを通じた、あらゆる世代が心とからだの健康保持に関する取組に参加しやすい環境整備 ● 未病・栄養・運動習慣の意識啓発を実施
課題	<ul style="list-style-type: none"> ➢ ヘルスリテラシーの向上に向けた健康状態の見える化の推進、多様な学びの場の提供 ➢ 学校給食における有機食材の安定的な確保と財源の確保
安心して子どもを育てるための子育て家庭への支援の充実	
実績	<ul style="list-style-type: none"> ● 子育て世帯が安心して外出・交流できる環境整備
課題	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 赤ちゃんの駅の更なる設置と情報周知の工夫 ➢ 幅広い年齢や家庭に対応するため、おやこ広場の利用時間や内容の工夫 ➢ 子育てサークルの数や活動範囲の拡大
安全・安心な暮らしを支えるための基盤づくり	
実績	<ul style="list-style-type: none"> ● 障がいのある市民の社会参画や自己実現にかかる社会基盤の構築
課題	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 基幹相談支援センター等の相談窓口の周知や役割の整理
防災・災害対策における男女共同参画の推進	
実績	<ul style="list-style-type: none"> ● 女性職員の意見を反映した防災にかかる政策検討 ● 妊産婦向け防災訓練や備蓄品のローリングストックの継続による減災体制の充実
課題	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 防災分野への女性の参画拡大をより推進できる方法の検討 ➢ ローリングストックの考え方に基づいた、備蓄品の継続的な有効活用

4. 第3次計画における目標値の達成状況

□は目標達成

	指標名	策定時の値	中間年実績	現状値	目標値	
り 社会基本方向1 基本方向1 男女共同参画の意識づくり	家庭生活や職場、学校、地域において、男女が平等であると思う市民の割合 ※第4次泉大津市総合計画、基本施策「男女共同参画」における成果指標	61.3% (H26)	62.4% (H30)	58.7% (R6)	75% (R6)	
	「男は仕事、女は家庭」という考え方について、「そう思わない」と答えた人の割合	女性 55.6% 男性 45.4% (H27)	女性 54.3% 男性 52.9% (R2)	女性 74.0% 男性 58.1% (R7)	女性 60% 男性 55% (R7)	
	社会の慣習やしきたりにおける平等感について、「平等である」と答えた人の割合	12.8% (H27)	12.9% (R2)	29.2% (R7)	15% (R7)	
調和 女共同参画の推進と仕事の場における男女	雇用の機会や職業の選択における平等感について、「平等である」と答えた人の割合	19.5% (H27)	20.6% (R2)	25.3% (R7)	25% (R7)	
	賃金や待遇における平等感について、「平等である」と答えた人の割合	13.9% (H27)	19.5% (R2)	24.0% (R7)	20% (R7)	
	家庭生活における平等感について、「平等である」と答えた人の割合	28.9% (H27)	34.0% (R2)	37.9% (R7)	40% (R7)	
	「育児休業を取った、あるいは、今取っている」と答えた就学前児童の父親の割合※次世代育成支援を進めるためのアンケート調査（平成25年実施）	4.7% (H25)	- -	- -	10% (R5)	
共同参画の推進	基本方向3 意思決定の場における男女	審議会等委員の女性割合	30.4% (H27)	35.1% (R2)	30.6% (R7)	40% (R7)
	女性委員のいない審議会等の割合	14.3% (H27)	18.5% (R2)	6.4% (R7)	0% (R7)	
る 基本方向4 暴力の根絶 あらゆる	DV防止法の認知度（内容も知っている人の割合）	31.1% (H27)	33.6% (R2)	17.1% (R7)	50% (R7)	
	交際相手や配偶者等からの暴力についての相談窓口を「1つも知らない」と答えた人の割合	14.5% (H27)	10.3% (R2)	10.5% (R7)	0% (R7)	
	DVを受けた際に、「どこ（だれ）にも相談しなかった」と答えた人の割合	40.7% (H27)	50.5% (R2)	66.1% (R7)	20% (R7)	

第3章

計画の基本的な考え方

1. 計画の基本理念とめざす姿

本計画は、「泉大津市男女共同参画のまちづくりを推進する条例」で定める7つの基本理念に基づき、市民一人ひとりのウェルビーイング（Well-being 心身の健康と生活の充実）¹²が実現する社会をめざしています。

そのうえで、「第5次泉大津市総合計画」（2025年～2034年）の前期基本計画（2025年～2029年）における人権・男女共同参画分野の個別目標をめざす姿として設定します。

泉大津市男女共同参画のまちづくりを推進する条例における7つの基本理念

- ①男女の人権の尊重
- ②性別、性的指向及び性自認に関わらず、あらゆる人の人権尊重への配慮
- ③社会における制度又は慣行についての配慮
- ④政策等の立案及び決定への共同参画
- ⑤男女の生涯にわたる健康の確保についての配慮
- ⑥家庭生活における活動と他の活動の両立
- ⑦国際社会における取組への配慮

めざす姿

**多様な価値観を理解し共感しあうことで、
一人ひとりの能力と個性を発揮し、
互いを尊重できるまち**

¹² ウェルビーイング: 身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含む概念です。この計画では、ジェンダー平等を基礎として、多様な個人が、自分の望む生き方を選ぶことができるような、個人を取り巻く環境や社会のあり方も含む包括的な概念としてとらえています。

2. 計画の基本方向

7つの基本理念に基づき、めざす姿を実現するために以下の3つの基本方向を定めました。この方向に沿って、総合的・体系的に施策を推進します。

基本方向1 男女共同参画社会実現の意識づくり

性別にかかわらず一人ひとりが互いを尊重し、対等に参画できる社会を実現するためには、男女共同参画への理解を深め、日々の生活や行動の中で実践していくことが大切です。そのために、あらゆる世代に向けた情報発信や啓発を行うとともに、ジェンダー平等を学ぶ機会を広げ、学校や地域など身近な場で意識を育みます。

基本方向2 あらゆる分野で誰もが活躍できる環境づくり

仕事や家庭、地域における活動などのあらゆる分野での男女共同参画を推進し、誰もが自分の能力や個性を生かして活躍できる環境づくりを進めます。

基本方向3 安全・安心な暮らしの基盤づくり

ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶をめざし、啓発・予防や被害者支援を推進するとともに、複合的な困難を抱える人々が安心して暮らせるまちづくりを進めます。また、男女共同参画の視点に立った防災・災害対策を進め、一人ひとりが安心して暮らせるまちづくりに取り組みます。

3. 計画の施策体系

基本方向	施策	施策内容
基本方向1 男女共同参画 社会実現の意 識づくり	1) ジェンダー平等に 関する理解の促 進	①ジェンダー平等に関する情報発信と調査・研究の 推進
		②あらゆる世代に向けた学習機会の提供
		③性の多様性の理解と尊重
	2) 学校等におけるジ ェンダー平等教 育の推進	①こどもの人権尊重と多様な選択を可能にする教育 の推進
		②家庭におけるジェンダー平等教育の促進
基本方向2 あらゆる分野 で誰もが活躍 できる環境づ くり	1) 雇用の場における 男女共同参画の 推進	①事業所における女性の活躍推進に向けた環境整備 と取組の推進
		②職場におけるハラスメント防止
		③女性の就業支援
	2) 仕事と生活の調和	①仕事と家庭生活の両立支援の推進
		②事業所における両立支援の取組促進
		③多様な働き方の実現への支援
	3) 政策・方針決定の 場における女性 の参画促進	①審議会等への女性の参画の促進
		②市職員・教職員管理職への女性の登用の促進
		③地域における方針決定の場への女性の参画の促進
	4) 地域における男女 共同参画の推進	①地域活動の参加促進に向けた環境づくり
		②地域活動を行おうとする個人・団体への支援
	基本方向3 安全・安心な 暮らしの基盤 づくり	1) 困難な問題を抱え る人への支援
②複合的な困難を抱える人への支援		
2) ジェンダーに基づ くあらゆる暴力 の根絶		①ジェンダーに基づく暴力に関する啓発・教育の推 進
		②被害者の保護と支援の推進
		③被害者の自立のための支援
3) 生涯にわたる心と からだの健康保 持		①健康対策の推進
		②性に関する知識の普及と相談体制の整備
4) 防災に関する男女 共同参画の推進		①男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の推進
		②様々な人への配慮ができる災害時支援体制の構築

女性活躍推進計画

困難女性支援基本計画

DV防止基本計画

4. 計画の重点項目の設定

本計画では、3つの基本方向に基づいてさまざまな施策を推進していきますが、特に重点的に取り組んでいくものとして、以下の重点項目を設定します。

重点項目案① 家庭内の役割分担の偏りの是正

■基本方向1－施策1）－施策内容①

■基本方向2－施策2）－施策内容①

【課題】家庭内の役割分担について、男女が同じくらい担うことを理想とする人が多いにもかかわらず、現実には性別による役割の偏りが大きく、理想と現実にギャップがあります。

また、家庭における男女の平等感では、男性に比べて女性のほうが「男性優遇」と感じる割合が多く、女性は家事・育児・介護等の負担感が大きいことがうかがえます。

重点項目案② 性別にかかわらず活躍できる職場づくり

■基本方向2－施策1）－施策内容①

■基本方向2－施策3）－施策内容②

【課題】働く女性は増えているものの、男女の賃金格差や、管理職に就く女性が少ない状況は変わっていません。

市役所が女性活躍のモデル職場として、性別にかかわらず人材育成と、活躍の場の拡大を組織的に整備することで、市内事業所への波及効果を生み出し、地域全体の底上げを図る必要があります。

重点項目案③ 暴力を生じさせない社会意識の醸成

■基本方向3－施策2）－施策内容①

■基本方向3－施策2）－施策内容②

【課題】市民アンケート調査結果で、DVにあたる行為に対する認識が大阪府調査と比較して、低い傾向がみられます。身体的暴力だけでなく、精神的・経済的・性的暴力など、あらゆる形で相手をコントロールしようとする行為も暴力にあたることを認識する必要があります。

第4章

施策の内容

基本方向1 男女共同参画社会実現の意識づくり

誰もが性別にかかわらず、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、個性と能力を發揮することができる男女共同参画社会の実現に向けて、「男は仕事、女は家庭」といった固定的な性別役割分担意識や、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）が個人の可能性や活躍の機会を制限していることに気づき、見直していくことが重要です。

あらゆる世代の人々に対して、男女共同参画への理解を深め、意識を高めるための情報の提供や広報・啓発活動を積極的に展開していくとともに、ジェンダー平等に関する学習機会の提供や、学校等におけるジェンダー平等教育などを推進します。

■ 計画推進の指標

指標名	現状値	目標値
「男は仕事、女は家庭」という考え方について、「そう思わない」と答えた人の割合	女性 74.0% 男性 58.1% (R7)	
初等中等教育機関の教頭以上に占める女性の割合	副校長・教頭 16.7% 校長 37.5% (R6)	
にんじんサロン SNS 登録者数	402人 (R6)	

■ 施策

1) ジェンダー平等に関する理解の促進

あらゆる世代に対して、ジェンダー平等に関する情報発信や学習機会の提供を行います。また、性の多様性への理解を深め、互いの人権を尊重し合う意識啓発を進めます。

施策内容	取組内容	所管
①ジェンダー平等に関する情報発信と調査・研究の推進	ジェンダー平等に関する各種情報を収集し、課題の把握や調査・研究を行うとともに、広報紙や市ホームページ、パンフレット等を通じて周知・啓発を行います。	人権くらしの相談課 (にんじんサロン)
	市の刊行物や庁舎内・関係施設等に掲示・配布する広報物等について、性別による固定的な役割分担を助長する表現や、ジェンダー平等の視点に欠ける表現がないか点検します。	人権くらしの相談課 (にんじんサロン) 資産活用課
	市職員を対象に、ジェンダー平等に関する理解を深め	人権くらしの相談課

	るための研修の実施や、ジェンダー平等に向けた情報提供を行います。	(にんじんサロン)
②あらゆる世代に向けた学習機会の提供	あらゆる世代の市民がジェンダー平等への理解を深め、身近に感じられるよう、学習機会の充実を図ります。	人権くらしの相談課 (にんじんサロン)
	市庁舎内や関係施設において、市内外で行われている講演会・講座などの情報提供の充実を図ります。	人権くらしの相談課 (にんじんサロン)
	講座やイベントの開催に加え、SNS等を活用した効果的な情報発信を進めます。	人権くらしの相談課 (にんじんサロン)
③性の多様性の理解と尊重	市職員や関係団体等を対象に研修を実施し、誰もが尊重され安心して暮らせる地域社会の実現をめざします。	人権くらしの相談課 (にんじんサロン) 指導課
	市内事業所に対して、性の多様性に配慮した職場環境づくり(SOGI ハラスメント防止等)を啓発します。	人権くらしの相談課 (にんじんサロン)
	性的指向や性自認など、性の多様性に関する正しい知識の普及と理解促進を図るため、広報や講座等を通じた啓発を進めます。	人権くらしの相談課 (にんじんサロン)

2) 学校等におけるジェンダー平等教育の推進

次世代を担う子どもたちが、性別にかかわらず自分らしい生き方や進路を選択することができるよう、教育内容・学習機会の充実を図ります。あわせて、教育関係者や保護者に対しても、ジェンダー平等の意識を高めるための働きかけを進めていきます。

施策内容	取組内容	所管
①子どもの人権尊重と多様な選択を可能にする教育の推進	保育や教育の場において、性別による固定的な役割意識にとらわれない指導や啓発を進め、子どもが自分らしい生き方・進路を主体的に選択できるよう支援します。	指導課 子ども育成課
	研修や講座への参加等を通し、教育現場におけるジェンダー平等の視点を踏まえた教材・指導内容の工夫を促進します。	指導課 人権くらしの相談課
	子どもが多様な価値観や生き方に触れられるよう、講座やイベント、図書資料などの充実を図ります。	指導課 図書館 子ども育成課
②家庭におけるジェンダー平等教育の促進	アンコンシャス・バイアス(無意識の偏見)や性別による固定的な役割分担意識の解消に向けた啓発を進めます。	人権くらしの相談課 子育て応援課
	家庭内で家事・育児・介護などを協力し合う意識を育み、家族が互いに協力し合い、家庭生活をともに支えられるような講座や学びの場を設けます。	人権くらしの相談課 子育て応援課

基本方向2 あらゆる分野で誰もが活躍できる環境づくり

男女共同参画社会を実現していくためには、性別にかかわらず、誰もがさまざまな分野の活動に参画しやすい環境を整備することが重要です。

雇用の場や地域活動など幅広い分野において男女共同参画を推進するとともに、意思決定過程への女性の参画拡大に取り組みます。

■ 計画推進の指標

指標名	現状値	目標値
審議会等委員の女性割合	30.6% (R7)	
女性委員のいない審議会等の割合	6.4% (R7)	
公務員管理職（課長相当職以上）の女性の割合	23.6% (R6)	
自治会長に占める女性の割合	6.8% (R6)	

■ 施策

1) 雇用の場における男女共同参画の推進

働きたい人が、仕事と子育て・介護等の二者択一を迫られることなく働き続けることができる環境の整備を進めます。一人ひとりが能力を十分に発揮し、誰もが望むライフスタイルを実現できる社会づくりを進めていくため、事業所に対して男女共同参画の推進の働きかけを行っていくとともに、ハラスメントの防止や女性の就業支援の充実に取り組みます。

施策内容	取組内容	所管
①事業所における女性の活躍推進に向けた環境整備と取組の推進	働きたい人が仕事と子育て・介護等を両立しながら働き続けられる環境づくりを呼びかけます。	地域経済課 人権くらしの相談課
	事業所に対し、女性活躍に係る認定取得に向けた取組みの促進や、事業主行動計画作成に向けた支援を行います。	地域経済課 人権くらしの相談課
	事業所における男女の均等な採用を促進するとともに、女性の管理職等の積極的な登用に向けた働きかけを行います。	地域経済課 人権くらしの相談課
②職場におけるハラスメント防止	事業所に向けて、パワハラ・セクハラ・SOGI ハラスメント等、様々なハラスメントについての啓発及び防止の取組みを促進します。	人権くらしの相談課 地域経済課
	相談体制の整備や相談窓口の周知を進め、誰もが安心して働ける職場づくりを支援します。	人権くらしの相談課
	市職員や学校教職員等を対象としたハラスメント防止研修等の実施を通し、意識の定着を図ります。	人事課 指導課

		周産期小児医療センター 消防本部
③女性の就業支援	働く意欲のある女性が自分らしく活躍できるよう、就職や再就職を希望する女性に対して、相談や情報提供、講座などを通じた支援を行います。	地域経済課 人権くらしの相談課
	パートタイム労働者、派遣労働者、家内労働者などが抱える問題に対応できる相談体制の充実を図ります。	人権くらしの相談課

2) 仕事と生活の調和

仕事と家事・子育てや介護等との両立を支援するため、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けた事業所との連携、働きかけなど、多様で柔軟な働き方への支援などに取り組んでいきます。

施策内容	取組内容	所管
①仕事と家庭生活の両立支援の推進	保育支援や介護サービスの充実を図るとともに適切な情報提供を行い、仕事と生活の両立を支援します。	子育て応援課 障がい福祉課 高齢介護課
	男性職員・男性教職員等が育児休業を取得できる環境づくりや生活の両立支援に努めます。	人事課 指導課 周産期小児医療センター 消防本部
	子育てを支援する教室や、介護を支援する講座等を開催するとともに、周知を図ります。	子育て応援課 高齢介護課 障がい福祉課
②事業所における両立支援の取組促進	事業所に対し、柔軟な勤務制度や両立支援策の周知・啓発や、導入を働きかけます。	人権くらしの相談課 地域経済課
	事業所に対し仕事と生活の両立に対する理解の促進を図るとともに、育児休業・介護休業の取得促進に向けた情報提供の充実を図ります。	地域経済課 人権くらしの相談課
③多様な働き方の実現への支援	テレワークや短時間勤務など、多様な働き方を希望する人や事業所への情報提供や制度支援を行います。	地域経済課 人権くらしの相談課
	ライフステージに応じた働き方の選択肢を広げる取組を支援します。	人権くらしの相談課

3) 政策・方針決定の場における女性の参画促進

政策・方針決定の場において、男女が対等に参画することの重要性を啓発するとともに、市が設置する審議会等の委員や地域団体の役員への女性の参画を促進していきます。また、市における女

性職員の管理職への登用促進に積極的に取り組みます。

施策内容	取組内容	所管
①審議会等への女性の参画の促進	政策・方針決定の場において、男女それぞれの意見が反映されるよう、市が設置する審議会等において、女性委員の登用を進めます。	全課
	審議会等における女性参画率を把握し、継続的に見直しを行うとともに、女性委員の登用に向けた情報提供を行います。	人権くらしの相談課
②市職員・教職員管理職への女性の登用の促進	女性職員・教職員等の能力開発や研修を充実させるとともに、「泉大津市特定事業主行動計画」に基づき、管理職への登用を積極的に促進します。	人事課 指導課 周産期小児医療センター 消防本部
③地域における方針決定の場への女性の参画の促進	自治会や地域団体などで、役員への女性の選出についての働きかけや、女性が意見を出しやすく、役割を担いやすい環境づくりを支援します。	市民協働推進課 地域団体所管課

4) 地域における男女共同参画の推進

地域活動が性別や年齢等により役割が固定化することがないように、性別にかかわらずさまざまな年齢層の参画を促進し、地域活動における男女共同参画の推進を図ります。

施策内容	取組内容	所管
①地域活動の参加促進に向けた環境づくり	性別や年齢にかかわらず、誰もが地域活動に参加しやすい環境づくりを進めます。	市民協働推進課 生涯学習課
	講座等において一時保育を実施することで、子育て世帯が地域に参加できる機会の提供を進めます。	人権くらしの相談課
	子どもを持つ人が、地域活動に参加することができるよう、一時保育等の保育サービスの充実を図るとともに、周知を行います。	こども育成課
	高齢者・障がい者を介護する人が、地域活動に参加することができるよう、介護保険サービス、障がい福祉サービスの充実を図るとともに、周知を行います。	高齢介護課 障がい福祉課
②地域活動を行うとする個人・団体への支援	地域での活動が性別に関わらず広がるよう、地域で活動を始めたい個人や団体を応援し、必要に応じて助言・指導等を行い、男女がともに地域で活躍できる取組を支援します。	市民協働推進課

基本方向3 安全・安心な暮らしの基盤づくり

生涯を通じて心とからだの健康を保持し、誰もが安心して暮らせる環境を整備することは、男女共同参画社会の基盤です。男女はそれぞれ異なる健康上の問題に直面することを踏まえ、生涯にわたる心とからだの健康対策を推進するとともに、さまざまな要因で複合的な困難を抱えている人々が安心して暮らせるまちづくりを進めていきます。

また、配偶者等からの暴力（DV）や性暴力など、ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶をめざし、啓発・予防や被害からの回復のための取組を推進します。

さらに、地域防災体制の推進を図り、男女共同参画の視点に立った防災・災害対策を進めます。

■ 計画推進の指標

指標名	現状値	目標値
あらゆるDV行為に関する認識率 （DVにあたる行為について、すべてにおいて「どんな場合でも暴力（DV）にあたる」と回答した人の割合）	27.4% (R7)	
交際相手や配偶者等からの暴力についての相談窓口を「1つも知らない」と答えた人の割合	10.5% (R7)	
DVを受けた際に、「どこ（だれ）にも相談しなかった」と答えた人の割合	66.1% (R7)	
子宮頸がん検診、乳がん検診受診率	子宮頸がん 17.6% 乳がん 18.6% (R5)	
防災会議の委員に占める女性の割合	11.4% (R6)	
消防団員に占める女性の割合	29.9% (R6)	

■ 施策

1) 困難な問題を抱える人への支援

ひとり親家庭など、生活に困難を抱える人々が安心して暮らせる環境を整備するため、多様な支援体制の充実を図ります。

施策内容	取組内容	所管
①ひとり親家庭への支援体制の充実	ひとり親家庭が安心して暮らせるよう、ひとり親家庭の実情を把握し、相談窓口や支援制度の周知・活用を進め、生活・就労・子育てなど、多方面からの支援を組み合わせ提供します。	人権くらしの相談課 子ども政策課 子育て応援課
②複合的な困難を抱える人への支援	生活・健康・教育など、複数の課題を抱える方が必要な支援を継続して受けられるよう、関係機関と連携した相談・サポート体制を整えます。	福祉政策課 重層的支援体制整備 事業担当課
	生活に悩みや不安を抱えている家庭の子どもを対象に、学習支援や安心して過ごせる居場所づくりを行	福祉政策課 子ども政策課

い、学びや生活の機会を保障します。

2) ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶

配偶者等からの暴力（DV）や性暴力は、個人の尊厳を傷つける重大な人権侵害です。一人ひとりが暴力に対する認識を持ち、暴力を生まないための啓発や予防教育を推進します。

また、引き続きDV防止法等の法律・制度の周知徹底に努めるとともに、関係機関との連携を強化し、被害者の保護から自立支援まで切れ目のない支援体制を整備します。

施策内容	取組内容	所管
①ジェンダーに基づく暴力に関する啓発・教育の推進	配偶者等による身体的・精神的・経済的な暴力や性暴力について、その多様な形態と深刻さを理解してもらうための啓発を行うとともに、こうした行為が重大な人権侵害であることを広く周知します。	人権くらしの相談課
	幼児期からの心とからだを大切にする教育の実施等、学校や地域での予防教育・研修を通して、暴力を生まない社会づくりを行います。	子ども育成課 指導課 人権くらしの相談課
②被害者の保護と支援の推進	被害者が安心して相談できる窓口を整備・周知するとともに、相談員の資質向上に向けた研修参加を促進します。	人権くらしの相談課
	被害者の保護と支援を推進するため、庁内の関係課との連携を図るとともに、配偶者暴力防止支援センター、警察等の関係機関と連携・協力します。	人権くらしの相談課 子育て応援課 高齢介護課
③被害者の自立のための支援	被害者が生活・就労・住居などで自立できるよう、必要な支援や情報提供を行います。	人権くらしの相談課
	生活保護制度や生活困窮者自立支援事業などの活用を支援するとともに、DV防止法等の法律・制度の周知や関係機関との連携により、保護から自立支援まで切れ目のない体制を整備します。	人権くらしの相談課 生活福祉課 福祉政策課

3) 生涯にわたる心とからだの健康保持

自身の主体的な生き方を尊重する「セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」（性と生殖に関する健康と権利）の視点に立ち、性と生殖にかかわる女性の権利についての理解を浸透します。誰もが心身の健康を保持できるよう、生涯にわたる健康支援を進めるとともに、性に関する正しい知識・理解の普及、相談体制の整備に取り組みます。

施策内容	取組内容	所管
①健康対策の推進	各種健康診査や生活習慣改善の支援を通じて、未病・予防を推進し、市民一人ひとりが生涯にわたり健康を保持できる環境を整備します。	健康づくり課 高齢介護課
	食に対する意識向上やスポーツの推進など、各種健康	子育て応援課

	づくり事業を実施します。	こども育成課 健康づくり課 教育政策課 指導課
	女性のライフステージに応じた健康支援や相談窓口の充実を図るとともに、健康づくりに関する講座等を開催し、心身の健康や性と生殖に関する正しい知識の普及を図ります。	人権くらしの相談課 健康づくり課
②性に関する知識の普及と相談体制の整備	心のつながりや命の尊厳を重視した性に関する指導・教育を実施します。	指導課 子ども育成課
	性や生殖に関する正しい知識を広く周知し、理解を深めます。	人権くらしの相談課
	性に関する相談窓口や支援体制を整え、誰でも安心して相談できる環境を整備するとともに、適切に対応・支援できる体制を整えます。	人権くらしの相談課 指導課

4) 防災に関する男女共同参画の推進

防災分野での女性の参画を拡大するとともに、男女共同参画の視点を取り入れた地域防災体制を推進します。

施策内容	取組内容	所管
①男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の推進	地域防災計画や訓練等に、男女共同参画の視点を取り入れ、誰もが参加しやすい防災体制を整えます。	危機管理課 消防本部
②様々な人への配慮ができる災害時支援体制の構築	高齢者や障がい者、妊娠中の方など、多様な状況に応じた災害支援体制を整備します。	危機管理課 高齢介護課 障がい福祉課
	災害時に誰もが安心して避難・生活できるよう、情報提供や多様な視点を取り入れた避難所環境の整備を進めます。	危機管理課

第5章

計画の推進

1. 計画の推進体制

(1) 庁内推進体制の強化

男女共同参画社会の実現に向けて取り組んでいく施策については、あらゆる分野にわたっているため、横断的に取り組むことができるよう庁内の推進体制を整備し、総合的かつ計画的に施策を推進していくことが重要です。

本市において、施策を総合的に企画・調整し、効果的に推進していくために設置されている「男女共同参画推進本部」を中心に、関係部局との一層の連携強化を図ります。また、職員におけるジェンダー平等、男女共同参画意識の向上に努めます。

(2) 市民、地域団体等の連携

男女共同参画社会を実現するためには、行政だけではなく、市民や地域団体、事業所等もその意義を十分に理解し、主体的・積極的に取組を進めていくことが必要です。

本市では、男女共同参画に関する活動を行う市民・地域団体、事業所等との連携を図りながら、施策を推進していきます。また、その人材や団体を育成・支援するための取組を進めていきます。

(3) 拠点施設の整備・充実

にんじんサロンは、本市においてジェンダー平等意識を浸透し、男女共同参画を推進するため、市民に向けてさまざまな事業を展開するための拠点施設です。現在、にんじんサロンでは、「学習事業」「交流事業」「登録グループ活動支援」「イベント」「情報収集・提供」などの事業を実施しています。

にんじんサロンが、拠点施設として十分に機能するよう、市民が気軽に訪れることができる場として整備を進めていくとともに、実施する事業などについて積極的に周知を行っていきます。また、引き続き男女共同参画を推進するための事業を展開していくとともに、特に子育て世代や男性に向けた事業の充実を図っていきます。

2. 計画の進行管理

本計画を着実に実行していくため、泉大津市男女共同参画のまちづくりを推進する条例第11条第5項の規定に基づき、庁内の関係各課が実施する施策の実施状況等について、毎年度報告書を作成し、広く市民に公表します。

また、学識経験者や公募に応じた者等から構成される「泉大津市男女共同参画審議会」を毎年度開催し、実施状況等の報告などを行うとともに、その評価と提言を受け、今後の施策の取組に反映させていきます。

資料編

1. 計画策定の経過

年月日	事項	内容
令和7年4月22日 ～5月10日	市民アンケート調査の実施	満18歳以上の市民から無作為に抽出した2,000人を対象に実施
令和7年7月4日	第1回男女共同参画審議会	・案件 ①市民意識委調査の結果報告（速報）について ②計画骨子案（構成案、施策体系）について ③ヒアリング調査の実施について ④その他
令和7年7月16日	女性相談の相談員への聞き取り調査の実施	女性相談などを通じて、女性が直面している困難な状況を把握するため、女性相談担当相談員を対象に実施
令和7年9月5日	第2回男女共同参画審議会	・案件 ①アンケート結果・分析報告について ②第3次男女共同参画推進計画進捗状況について ③第4次泉大津市男女共同参画推進計画（骨子案）について ④その他
令和7年8月8日 ～8月22日	事業所アンケート調査の実施	泉大津市商工会議所女性会及び青年部に属する事業所110社を対象に実施
令和7年9月26日	市内事業所への聞き取り調査の実施	アンケート調査に回答があった事業所のうち3社に個別の聞き取り調査を実施
令和7年9月5日 ～9月16日	子育て世代の生活実態と意識調査の実施	おやこ広場、子育てサークルに参加する保護者・にんじんサロンLINE登録者を対象に実施
令和7年10月15日	第3回男女共同参画審議会	

2. 泉大津市男女共同参画のまちづくりを推進する条例

3. 泉大津市男女共同参画審議会

(1) 規則

(2) 委員名簿

(3) 諮問書

(4) 答申書

4. 泉大津市男女共同参画推進本部
